

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 令和 8 年 4 月 1 日 付け 7 農産第 5031 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 付け 8 農産第 14 号

(趣旨)

第 1 東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、平成 23 年度以降に牧草を含む農畜産物生産の中止を余儀なくされた原子力災害被災地域においては、避難指示解除の時期等により地域ごとに異なる営農再開の現況を抱えており、未だに本格的な復興には至っていない。

このような状況の中、本事業では、令和 12 年度末までに原子力災害被災地域における営農可能面積の 75 パーセントに相当する 11,000ha で営農を再開することを目標として、地域の実情に応じてハード事業とソフト事業を幅広く一体的・機動的に実施し、原子力災害被災地域における営農再開の加速化と広域的な産地形成を支援することとする。

(通則)

第 2 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、第 1 の趣旨を踏まえ、第 5 の支援事業を実施するための基金（以下「基金」という。）の造成（以下、「基金事業」という。）に要する経費を交付することを目的とする。

(定義)

第 4 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「避難区域等」とは、平成 25 年 2 月 26 日における警戒区域、計画的避

難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び稲の作付制限区域をいう。

- (2) 「被災 12 市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。

(事業の内容等)

第 5 本基金事業において実施する支援事業は次の各号に掲げるものとし、事業の内容、事業実施主体、経費及び補助率等は別表 1 に定めるとおりとする。

- (1) 福島県営農再開支援事業
- (2) 原子力被災 12 市町村農業者支援事業
- (3) 福島県高付加価値産地展開支援事業

- 2 前項に定める事業は、別記 1 から別記 4 までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

(事業の実施)

第 6 福島県知事（以下「知事」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、第 8 第 1 号の規定による基金事業計画書を作成し、第 8 第 1 号の規定による交付申請書に添付するものとする。

- 2 第 5 第 1 項の規定による支援事業の実施手続については、別記 1 により行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第 7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第 5 第 1 項の規定による支援事業の実施に必要な基金を造成するために知事が必要とする経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 知事は、県条例の定めるところにより、県における営農再開を支援する基金を造成し、前項によって交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。
- 3 知事は、前 2 項により造成した基金によって第 5 第 1 項の規定による支援事業を実施するものとし、その補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表 1 及び 2 に定めるところによる。
- 4 支援事業の実施に当たり発生する事務費については、別表 3 に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

(申請手続)

第 8 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式

第 1 号による交付申請書のとおりとし、知事は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書に別記様式第 1 号別添による基金事業計画書を添えて東北農政局長（以下「農政局長」という。）に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第 9 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農政局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 10 農政局長は、第 8 の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、知事に対してその旨を通知するものとする。

2 第 8 の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

（申請の取下げ）

第 11 知事は、第 8 の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に別記様式第 2 号による取下書を農政局長に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 12 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による補助金変更等申請書を農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）基金事業計画の内容を変更しようとするとき。

（2）基金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農政局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 13 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第 12 第 1 項に掲げる事項以外の変更とする。

（補助金の支払）

第 14 知事は、補助金の支払を受けようとするときには、別記様式第 4 号による支払請求書を農政局長及び官署支出官（東北農政局総務部長）に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 5 号のとおりとし、知事は、基金の造成が完了したとき（第 12 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）はその日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を農政局長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 農政局長は、第 15 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金の造成結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事に通知するものとする。

2 農政局長は、知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（県において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難いときは、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 17 知事は、第 16 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、基金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により基金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 15 に準じて提出するものとする。

2 農政局長は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 16 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 18 農政局長は、第 12 第 1 項第 2 号の規定による基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 知事が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 知事が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 知事が、支援事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 知事が、補助金を支援事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

（残存物件の処理）

- 第 19 知事は、基金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第 20 知事は、基金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して基金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに基金事業の完了（又は中止もしくは廃止）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第 21 知事は、当該基金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第6号による補

助金調書を作成しておかなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第 22 知事は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第 23 知事は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、支援事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、別記 1 に定める事業実施状況の報告とともに農政局長に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

- 第 24 知事は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると国が認めた場合又は国が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(他用途使用の禁止)

- 第 25 基金は、第 5 の各号に掲げる支援事業以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

- 第 26 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(基金から補助金を交付する場合に事業実施主体に対して付すべき条件)

- 第 27 知事は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第 12、第 13、第 15、第 17 第 1 項、第 18 から第 21（ただし、事業実施主体が地方公共団体以外の場合にあつては第 21 を除く。）の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 補助金の交付を受けた事業実施主体が支援事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格

又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、支援事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が別記 1 に定める事業実施計画書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

（3）前号の規定による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

（4）取得財産等のうち第 2 号に定めるものについて、同号に定める期間中、別記様式第 7 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

2 知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）事業実施主体は、支援事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、支援事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（2）事業実施主体は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 8 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（3）事業実施主体は、支援事業の交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

3 知事は、事業実施主体に対する補助金の交付に先立ち、事業実施主体に対する補助金の交付に際し付す条件の内容について農政局長に届け出なければ

ばならない。

- 4 知事は、事業実施主体が支援事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 知事は、第5第1項第3号に掲げる福島県高付加価値産地展開支援事業を実施する場合において、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ農政局長の承認を受けなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、支援事業の交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農政局長の承認を受けたものとする。
- 6 知事は、第1項第3号の規定により事業実施主体から納付を受けた場合の当該補助金は、基金に組み入れて補助金の交付の目的に沿って使用するものとする。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 知事は、支援事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合の当該補助金は、基金に組み入れて補助金の交付の目的に沿って使用するものとする。

(東京電力株式会社の賠償との関係性)

- 第28 知事は、事業実施主体が支援事業の実施に要した経費について、支援事業による補助金に加え、東京電力株式会社からも賠償が支払われ、補助金額と当該賠償の額の合計額が取組に要した経費を超えた場合は、事業実施主体に対して補助金額の範囲内で超えた額に相当する額を返還させるものとする。
- 2 知事は、前項により事業実施主体から納付を受けた額及び支援事業について事業実施主体から補助金等の返還を受けた場合の当該補助金は、基金に組み入れて補助金の交付の目的に沿って使用するものとする。

(基金運営に関する監督・指導)

- 第29 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、知事に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

(基金の管理等)

第 30 知事は、善良な管理者の注意をもって基金を管理するとともに、県条例に従い適正に基金事業を実施しなければならない。

2 基金事業の実施期間は、令和 8 年度から令和 12 年度とする。

3 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

4 知事は、基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したときは、基金の残額を報告し、国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第 31 知事は、本事業の実施状況等について、別記 1 に定めるところにより農政局長に報告するものとする。

(事業の評価)

第 32 知事は、本事業の評価について、別記 1 に定めるところにより農政局長に報告するものとする。

(指導等)

第 33 国及び知事が行う指導等については、以下に定めるところによるものとする。

(1) 知事(福島県が事業実施主体である場合にあっては、農政局長。以下同じ。)は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(2) 知事は、前項に該当する事業実施主体が新たに支援事業の実施を要望する場合、支援事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、支援事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、支援事業の適正な執行を確保する上で不十分と認められるときは、当該事業を行わないものとする。

附 則

1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、福島県営農再開支援事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2875 号農林水産事務次官依命通知)、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2876 号農林水産事務次官依命通知)、原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 文第 152 号農林水産事務次官依命通知)、原子力

被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 文第 153 号農林水産事務次官依命通知）、原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要領（平成 28 年 10 月 25 日付け 28 文第 154 号農林水産省大臣官房文書課長通知）、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（3 農産第 2951 号農林水産事務次官依命通知）及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領（令和 3 年 6 月 30 日付け 3 生産第 711 号、3 政統第 893 号生産局長、政策統括官連名通知）は廃止する。

- 3 この通知による廃止の前の福島県営農再開支援事業実施要綱、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱、原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱、原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱、原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要領、福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱及び福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1 の I 福島県営農再開支援事業（第 5、第 7 第 3 項関係）

事業名	事業内容	事業実施主体	経費	補助率
1 除染後 農地等の 保全管理	(1) 農地の保全管理 (2) 土づくり (3) 環境整備	(1) 市町村 (2) 農業協同組合 (3) 農業者で組織する復興組合等の農業者団体（ただし、代表者の定めがあり、かつ事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。以下同じ。）	(1) 事業費 別表 2 の I のとおりとする。 (2) 附帯事務費 別表 3 のとおりとする。	定額（ただし、補助単価の上限は単年度当たり 35 千円 / 10a とする。）
2 鳥獣被害防止緊急対策	(1) 被害防止活動の実施 ア 推進体制の整備 イ 個体数調整 ウ 被害防除 エ 生息環境管理 オ 特定活動 (2) 鳥獣被害防止施設の整備 営農再開に向けた鳥獣対策として必要な被害防止施設（受電施設を除く。）、被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）の整備。	(1) の事業 ア 福島県 イ 市町村 ウ 市町村と農業協同組合、復興組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体、集落の代表者等で構成される組織又は団体（ただし、代表者の定めがあり、かつ事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有し、別記 1 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会。以下、「協議会」という。） (2) の事業 ア 福島県 イ 市町村 ウ 協議会又はその構成員（ただし、試験研究機関を除く。）		(1) の事業 定額（ただし、補助単価の上限は別記 2 の 2 の 7 (1) のとおりであって、知事が認める場合はその限りではないものとする。） (2) の事業 1/2 以内（ただし、別記 2 の 2 の 7 (2) ア (ア) から (ウ) までは 11/20 とし、知事が認める場合はその限りではないものとする。また、農業者参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときは定額とする。なお、鳥獣被害防止施設を整備する場合の上限単価については、別記 2 の 2 の 7 (2) イ (ア) のとおりとする。）
3 放れ畜対策	東京電力福島第一原子力発電所から半径 20 キロ圏内で放れ畜となった牛等の捕獲に向けた以下の取組の	福島県		定額

	支援。 (1) 推進体制の整備 (2) 放れ畜の捕獲等 (3) 個体識別の徹底			
4 営農再開に向けた作付・飼養実証	食品中の放射性物質の基準値を下回る安全な農産物又は畜産物が生産できることを確認するための作付・飼養実証や、除染等による地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証するための作付実証の取組の支援。(ただし10の放射性物質の吸収抑制対策のうち吸収抑制資材の施用として実施する取組を除く。)	(1) 福島県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合 (4) 農地所有適格法人 (5) 公社 (6) 農業者の組織する団体		定額
5 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援	営農再開が可能となった農地のうち、当面営農再開が見込めない農家の農地について、営農再開までの間一時的に農地の管理耕作を受託する以下の取組に対する支援。 (1) 農業機械等のリース (2) 農地の管理	(1) 市町村 (2) 農業協同組合 (3) 農地所有適格法人 (4) 公社 (5) 農業者の組織する団体等		定額
6 放射性物質の交差汚染防止対策	原発事故に伴い放射性物質が付着した収り機その他の農機具等を使用することにより、農産物が当該農機具等に付着している放射性物質に汚染されることの防止を目的として行う対策のうち、以下の取組に対する支援。 (1) 実施体制の整備 (2) 交差汚染防止対策	(1) の事業 ア 市町村 イ 農業協同組合 (2) の事業 ア 市町村 イ 農業協同組合 ウ 農業者の組織する団体		定額
7 水稻の作付再開支援	除染作業が終了した農地のうち、次年度に農作物の作付けが再開される見込みの農地で実施される以下の取組に対する支援。 (1) 通常の営農活動に追加して実施される耕盤再形成や均平化 (2) 獣害により損傷を受けた畦畔の修復	(1) 市町村 (2) 農業協同組合 (3) 農地所有適格法人 (4) 公社 (5) 農業者で組織する復興組合等の農業者団体		(1) の事業 定額(ただし、補助単価の上限は35千円/10aとする。) (2) の事業 定額
8 除染後	除染後に客土した農地等	(1) 市町村		(1) の事業

農地の地力回復支援	について、営農再開のために不足する地力の回復に必要な以下の取組に対する支援。 (1) 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復 (2) 緑肥の作付け (3) 大型機械による深耕	(2) 農業協同組合 (3) 農地所有適格法人 (4) 公社 (5) 農業者の組織する団体等	定額（ただし、堆肥施用の場合、補助単価の上限は3,420円／t（消費税別）とし、知事が認める場合はその限りではないものとする。） (2) の事業 定額（ただし、補助単価の上限は35千円／10aとし、知事が認める場合はその限りではないものとする。） (3) の事業 定額（ただし、補助単価の上限は25千円／10aとし、知事が認める場合はその限りではないものとする。）
9 地域営農再開ビジョン策定支援	避難区域等における将来の地域営農再開ビジョンの策定等のために行う以下の取組に対する支援。 (1) 営農意向等の把握 (2) 営農再開先行事例等の調査 (3) 集落等の合意形成 (4) 営農再開の準備研修 (5) 営農再開ビジョン検討会の開催 (6) 営農再開ビジョンの周知	(1) 福島県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合 (4) 公社 (5) 農業会議 (6) 農業者の組織する団体等 (7) 協議会（市町村と農業協同組合、復興組合、集落営農組織、農業者等の必要な者で構成される組織）	定額
10 放射性物質の吸収抑制対策	土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う以下の取組に対する支援。 (1) 吸収抑制資材の施用 (2) 低吸収品目等への転換 (3) 改植・剪定等 (4) 反転耕・深耕	(1) 市町村 (2) 農業協同組合 (3) 農業者の組織する団体等	(1) の事業 定額（ただし、補助単価の上限は100千円／10aとする。） (2) の事業 定額（ただし、補助単価の上限は排水対策を必要とする場合159千円／10a、排水対策を必要としない場合は142千円／10a、牧草地

				の場合は 100 千円／10a、石れき粉碎・除去機械を用いた牧草地、無線トラクター等を用いた傾斜牧草地の場合は 168 千円／10a とする。） （３）の取組 定額（ただし、補助単価の上限は、改植の場合 495 千円／10a、剪定の場合 18 千円／10a とする。） （４）の取組 定額（ただし、補助単価の上限は 44 千円／10a とする。）
11 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備	吸収抑制対策等を効果的に実施するための土壌・栽培管理の状況や対策の実施状況等の調査、それに基づく指導等に係る取組（ただし、６（１）の取組を除く。）に対する支援。	（１）福島県 （２）市町村 （３）農業協同組合等		定額
12 特認事業	原発事故に伴って中止を余儀なくされた生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛の解除への取組を阻害する課題が発生し、既存事業では対応ができない場合、当該課題に迅速に対応するため、知事が特に必要とする取組に対する支援。（ただし、事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。）	（１）福島県 （２）市町村 （３）農業協同組合 （４）農地所有適格法人 （５）公社 （６）農業者の組織する団体 （７）協議会等の任意団体		定額（ただし、農業者の財産形成に関わる取組については 1/2 以内）

別表 1 のⅡ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業（第 5、第 7 第 3 項関係）

事業名	事業内容	事業実施主体	経費	補助率
原子力被災 12 市町村農業者支援事業	原子力被災 12 市町村における営農再開に必要な以下の取組に対する支援。 (1) 農業用機械等の導入 (2) 施設の整備・撤去 (3) 果樹の新植・改植 (4) 花き・園芸作物の種苗導入 (5) 家畜の導入	(1) 農産物の販売を目的とする農業者（もっぱら農産物の自給を目的に営農を行う農業者は除く。） (2) 集落等を単位として、農業生産等の過程における一部又は全部についての共同化・統一化（農作業の受託等を含む。）に関する農業者等の合意の下に営農を行う組織及び団体 (3) 農事組合法人 (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5) 特定農業法人及び特定農業団体 (6) 認定農業者 (7) 認定新規就農者 (8) その他知事が原子力被災 12 市町村の営農再開等を促進するために特に必要と認める者	(1) 事業費 別表 2 のⅡのとおりとする。 (2) 附帯事務費 別表 3 のとおりとする。	(1) の事業 3/4（ただし、補助対象経費の上限額は 1,000 万円とし、市町村が認める場合は 3,000 万円とする。） (2) の事業 3/4（ただし、補助対象経費の上限額は 1,000 万円とし、市町村が認める場合は 3,000 万円とする。） (3) の事業 3/4（ただし、補助単価の上限は、かんきつ類からの改植の場合は 350 千円／10a、かんきつ類を除く主要果樹への改植の場合は 250 千円／10a、りんごわい化栽培等への改植の場合は 500 千円／10a、その他の改植・新植の場合は 3/4 以内とする。また、補助対象経費の上限額は 1,000 万円とし、市町村が認める場合は 3,000 万円とする。） (4) の事業 3/4（ただし、

				補助対象経費の上限額は1,000万円とし、市町村が認める場合は3,000万円とする。) (5)の事業 3/4(ただし、補助単価の上限は、肉専用繁殖雌牛の場合は262.5千円/頭、搾乳用雌牛の場合は412.5千円/頭、豚の場合は60千円/頭とする。また、補助対象経費の上限額は1,000万円とし、市町村が認める場合は3,000万円とする。)
--	--	--	--	---

別表 1 のⅢ 福島県高付加価値産地展開支援事業（第 5、第 7 第 3 項関係）

事業名	事業内容	事業実施主体	経費	補助率
福島県高付加価値産地展開支援事業	原子力被災 12 市町村において、市町村を越えた広域のかつ一体的な農産物生産、流通及び加工を行い、高付加価値生産によって地域に付加価値をもたらす産地の展開に必要な以下の取組に対する支援。 （１）推進事業 ア リース方式による農業機械等の導入 イ 省力かつ稼げる生産体系構築に向けたモデル実証 ウ 被災地域における人材確保・育成 エ 産地協議会の運営・調査・計画策定 （２）整備事業	（１）のアの事業 ア 公社 イ 農業者の組織する団体（ただし、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。） ウ 農業を営む個人又は法人（ただし、別記 4 に規定する者に限る。） （１）のイ及びウの事業 ア 福島県 イ 農業協同組合 ウ 協議会（県、市町村、農業協同組合等の必要な者で構成される組織） エ コンソーシアム（ただし、別記 4 に規定する者に限る。） （１）のエの事業 産地協議会 （２）整備事業 ア 農業協同組合 イ 農業協同組合連合会 ウ 民間事業者（ただし、別記 4 に規定する者に限る。） エ コンソーシアム（ただし、別記 4 に規定する者に限る。）	（１）事業費別表 2 のⅢのとおりとする。 （２）附帯事務費別表 3 のとおりとする。	（１）のアの事業 国 3/4 以内 県 9/40 以内 （１）のイからエまでの事業 定額 （２）の事業 国 3/4 以内 県 9/40 以内

別表 2 の I 福島県営農再開支援事業（第 7 第 3 項関係）

事業名	取組内容	補助対象経費	補助対象基準
1 除染後農地等の保全管理 (1) 農地の保全管理 (2) 土づくり (3) 環境整備		・雇用労賃（賃金、給料、職員手当等、報酬及び期末手当等。以下同じ。） ・生産資材費（種苗代、肥料代等） ・作業用具代 ・農業機械等のリース・レンタル費用 ・燃料費（取組に直接必要な機械・車両作業に係るものに限る。以下同じ。） ・作業委託費	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
2 鳥獣被害防止緊急対策 (1) 被害防止活動の実施	推進体制の整備 個体数調整	・印刷製本費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・借料（会場及び会議用機械器具等） ・専門家への旅費・謝金 ア 研修会・講習会 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・借料（会場及び会議用機械器具） ・専門家への旅費・謝金 ・研修・講習受講費用 ・職員等旅費 イ 生息状況調査 ・雇用労賃 ・調査従事者に対する保険代 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・調査機材、薬品等（借料含む。） ・車両の借料及びその燃料代 ・職員等旅費（日当及び宿泊費用等を含む。以下同じ。） ・専門家への旅費・謝金 ウ 捕獲活動 ・雇用労賃 ・捕獲従事者に対する保険代 ・通信運搬費（捕獲個体の民間施設等への運搬費・処分費を含む。） ・消耗品費 ・捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・資材購入費（止めさし資材、埋設資材等） ・重機、車両の借料及びその燃料代 ・職員等旅費 ・専門家への旅費・謝金	・（１）の事業において、事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の５０％以内において、その業務を委託することができるほか、事業実施主体が事業実施計画に基づいて事業の進行管理を適切に行うことができると認められた場合は、事業費の５０％を超えた委託、請負又は役務要請で事業を実施できるものとする。 ・「被害防除」のうち「追払い、追上げ」のモンキードッグ訓練費用については、警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（以下「ハンドラー」という。）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。）

	被害防除	ア 研修会 ・ 借料（会場及び会議用機械器具） ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 消耗品費 ・ 専門家への旅費・謝金 ・ 研修・講習受講費用 ・ 職員等旅費 イ 追払い、追上げ ・ 雇用労賃 ・ 追払い・追上げの従事者に対する保険代 ・ 通信運搬費 ・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材等（借料含む。） ・ モンキードッグ訓練費用 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ 消耗品費 ・ 職員等旅費 ・ 専門家への旅費・謝金 ウ 技術実証 ・ 雇用労賃 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 資材購入費（技術実証に必要な資材に限る） ・ 消耗品費 ・ 職員等旅費 ・ 専門家への旅費・謝金 エ 被害状況調査 ・ 雇用労賃 ・ 調査機材及びその借料 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ 消耗品費 ・ 職員等旅費 ・ 専門家への旅費・謝金	
	生息環境管理	・ 雇用労賃 ・ 緩衝帯等の整備活動の従事者に対する保険代 ・ 請負施工費 ・ 放牧家畜の借料 ・ 緩衝帯の整備に必要な資材 ・ 測量機材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 消耗品費 ・ 職員等旅費 ・ 専門家への旅費・謝金	

4 営農再開に向けた作付・飼養実証		・生産資材費（種苗代、肥料代、飼料代等） ・家畜（肉用に供するものは除く。）及び畜舎のリース代（実証期間の減価償却費相当額に限る。） ・吸収抑制資材の購入費 ・栽培・飼養管理費 ・土壌・品質等の分析費 ・調査・指導費 ・獣医師費 ・研修会等開催に要する経費 ・生産物の買上げ・廃棄費用 ・その他作付・飼養実証に要する経費	・本事業の補助対象経費は、作付・飼養実証に係る掛かり増し経費であって、「放射性物質の交差汚染防止対策」の対象となる経費を除いたものとする。 ・本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
5 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援		・農業機械等のリース・レンタル費用（他の農業者からの賃借により農業機械を利用する場合も含む。） ・農地の管理費	・農業機械のリース費用は、リース料のうち物件購入相当額を補助対象とする。 ・本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
6 放射性物質の交差汚染防止対策 (1) 実施体制の整備 (2) 交差汚染防止対策		訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る以下の費用 ・賃金 ・備品費 ・消耗品費 ・職員等旅費 農業者が収等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合の経費（販売不適となった生産物の販売価格相当額及び当該生産物の廃棄に要する費用に限る。）	・賃金等は、会計年度任用職員に対して別表2に従い市町村が支払うものに限る。 ・本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
7 農地の作付再開支援 (1) 耕盤再形成・均平化 (2) 畦畔の修復		耕盤再形成、均平化の作業及び準備に係る経費 ・雇用労賃 ・資材購入費（土砂、畦波板等） ・機械・機材レンタル費用 ・機械の運搬費及び燃料費 ・作業委託費 ・その他畦畔修復等に要する経費	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
8 除染後農地の地力回復支援 (1) 堆肥・酸度矯正資材の施用による		・雇用労賃 ・資材購入費（堆肥、酸度矯正資材、	本事業の対象として明確に区分できるもの

地力回復		- 堆肥の運搬、一時貯留管理、散布等に要する経費) ・機械レンタル費用 ・一時貯留場所の賃借料(賃借期間の減価償却費相当額に限る。) ・燃料費 ・堆肥・機械等の運搬費 ・作業委託費 ・検体採取費用(旅費、役務費、備品費、消耗品費等) ・地力回復対策に係る土壌の分析費及び分析委託費 ・その他堆肥等散布に要する経費	で、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
(2) 緑肥の作付け		・雇用労賃 ・生産資材費(種苗、緑肥等) ・作業用具代 ・機械・機材レンタル費用 ・燃料費 ・機械運搬費 ・作業委託費 ・その他緑肥の作付けに要する経費	
(3) 大型機械による深耕、除礫及び排水対策、乾土均平		・雇用労賃 ・機械・機材レンタル費用 ・燃料費 ・機械運搬費 ・作業委託費 ・その他取組に必要な経費	
9 地域営農再開ビジョン策定支援 (1) 農業者の営農意向等の把握 (2) 営農再開先行事例等の調査 (3) 集落等の合意形成 (4) 営農再開の準備研修		・雇用労賃 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・委託費(アンケート調査等) ・雇用労賃 ・借料(会場及び会議用機械器具) ・各種調査等の委託費及び調査費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・車両の借料及びその燃料代 ・消耗品費 ・雇用労賃 ・借料(会場及び会議用機械器具) ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・車両の借料及びその燃料代 ・消耗品費 ・雇用労賃 ・借料(会場及び会議用機械器具) ・専門家への旅費及び謝金 ・印刷製本費	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

(5) 営農再開ビジョン検討会の開催 (6) 営農再開ビジョンの周知		・ 通信運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ 消耗品費 ・ 研修・講習受講費 ・ 職員等旅費 ・ 雇用労賃 ・ 借料（会場及び会議用機械器具） ・ 営農再開ビジョン策定委員及び専門家への旅費及び謝金 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代 ・ 消耗品費 ・ 雇用労賃 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 消耗品費	
10 放射性物質の吸収抑制対策 (1) 吸収抑制資材の施用 (2) 低吸収品目等への転換 (3) 改植・剪定等 (4) 反転耕・深耕		・ 資材購入費 ・ 生産資材費（肥料、土壌改良資材等） ・ 種子・種苗代（(2)のうち牧草を対象とした場合に限る。） ・ 苗木代（(3)のうち改植を対象とした場合に限る。） ・ 機械・機材レンタル料 ・ 機械オペレーター費用 ・ 燃料費 ・ 作業委託費 ・ 備品費（レンタル・リースが困難な場合に限る。） ・ その他取り組みに要する経費	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
11 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備		・ 検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等） ・ 土壌・農産物等の分析費及び分析委託費 ・ 別記2の10の2（6）に規定する事業効果の検証に伴って発生する費用 ・ 訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
12 特認事業		知事が農政局長の承認を得て実施する事業に係る費用	・ 補助対象経費は、小規模土地基盤整備や共同利用施設整備等の整備経費を除く。 ・ 補助経費は、取組の実施によって発生する追加的費用に限る。

別表 2 の II 原子力被災 12 市町村農業者支援事業（第 7 第 3 項関係）

事業名	取組内容	補助対象経費	補助対象基準
1 農業用機械等の導入		農産物の生産、流通、販売に必要な以下の機械及び設備の導入に要する経費。 ・ 耕耘・破砕 ・ 施肥 ・ 播種 ・ 移植 ・ 栽培管理 ・ 防除 ・ 収穫 ・ 調製・出荷 ・ フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPS ガイダンスシステム等（ただし、汎用性の高いものではないこと） ・ ほ場観測施設、農機具格納庫等中間拠点施設等（ただし、汎用性の高いものではなく、かつほ場対象機械を収容する目的では場又はほ場の近接地に設置するものであること。かつ当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。）	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
2 施設の整備・撤去		以下に掲げる施設の整備又は撤去に係る工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費、工事雑費等 ・ 栽培用ハウス ・ ハウス附帯施設 ・ 高度環境制御栽培施設 ・ 家畜飼養管理施設 ・ 家畜排泄物処理施設 ・ 自給飼料関連施設	
3 果樹の新植・改植		・ 伐採・伐根費（ただし、改植に限る。） ・ 深耕・整地費 ・ 資材購入費（土壌改良資材、苗木代等） ・ 植栽費	
4 花き・園芸作物の種苗導入		種苗購入費	
5 家畜の導入		以下に掲げる家畜の導入に係る経費 ・ 肉専用繁殖雌牛（ただし、概ね 8 ヶ月以上 4 歳未満の繁殖に供する雌牛であり、かつ登録牛であること。） ・ 搾乳用雌牛（ただし、4 歳未満の登録牛又はその娘牛であり、かつ繁殖に供する雌牛であること。） ・ 純粋種豚（ただし、国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」という。）が証明する生後 3 ヶ月齢以上 15 ヶ月齢以内のもの又は海外から導入し、	

		養豚協会が証明する種豚登録豚で 生後15ヶ月齢以内のもの。） ・肉豚生産用繁殖用雌豚（ただし、 交雑種であること。）	
--	--	---	--

別表 2 のⅢ 福島県高付加価値産地展開支援事業（第 7 第 3 項関係）

事業名	取組内容	補助対象経費	補助対象基準
1 推進事業			
(1) リース方式による農業機械等の導入		農業機械等のリース費用	本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類及びリース事業計画によって金額等が確認できるものに限る。
(2) 省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証	新たな栽培技術及び輪作体系の実証	・雇用労賃 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・生産資材費（種苗等） ・原材料費 ・借上費（実験機器、事務機器、通信機器、ほ場借上費等） ・農業機械等のリース費用 ・燃料費、光熱水料 ・分析費 ・調査旅費 ・委託費	・機械・機器導入に当たっては、レンタル・リースが困難な場合に限る。 ・本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
	普及・啓発推進会議の開催	・通信運搬費 ・印刷製本費、原稿作成料 ・消耗品費 ・借料（会場及び会議用機械器具） ・専門家への旅費・謝金	
(3) 被災地域における人材確保・育成	新規就農者の確保	・雇用労賃 ・通信運搬費 ・印刷製本費、原稿作成料 ・消耗品費 ・借料（会場及び会議用機械器具） ・調査旅費 ・委託費	
	新規就農者の研修機会等の整備	・雇用労賃 ・通信運搬費 ・印刷製本費、原稿作成料 ・消耗品費 ・借料（会場及び会議用機械器具） ・農業機械等のリース費用 ・専門家への旅費・謝金 ・研修旅費 ・委託費	
	独立後の新規就農者に対する支援	・雇用労賃 ・通信運搬費 ・印刷製本費、原稿作成料 ・消耗品費 ・借料（会場及び会議用機械器具） ・専門家への旅費・謝金 ・委託費	

(4) 産地協議会の 運営・調査・計画策 定		・雇用労賃 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・借上費（通信機器等） ・借料（会場及び会議用機械器具） ・調査旅費 ・専門家への旅費・謝金 ・委託費	
2 整備事業	農産物処理 加工施設の 整備	・工事費（製造請負工事費及び機械器 具費を含む。） ・実施設計費 ・工事雑費	本事業の対象として 明確に区分できるもの で、かつ証拠書類によっ て金額等が確認できる ものに限る。

別表 3（第 7 第 4 項関係）

附帯事務費	充当率	
1.0%	定額	
費用項目	使途基準	備考
旅 費	・ 普通旅費（設計審査、検査等のための必要な旅費） ・ 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための出張旅費） ・ 委員等旅費（委員に対する旅費）	・ 旅費の設定根拠となる資料を添付すること。
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給 料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・ 給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
報 酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・ 報酬については、経理課長通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
職 員 手 当 等	・ 会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 ・ 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当、勤勉手当、通勤手当	・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。

報 償 費	謝金	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需 用 費	・ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） ・ 燃料費（自動車等の燃料費） ・ 食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） ・ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ・ 修繕費（庁用器具類の修繕費）	
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）	・ 切手は物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については基本料を除く。
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費	・ 取得価格 50 万円未満のものに限るものとする。 ・ 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・ 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理について契約を交わすこと。
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費	

(別記 1)

共通事項

1 事業の概要等

(1) 事業の概要

各事業の概要は、別記 2 から別記 4 までの事業の概要の項に定めるところによるものとする。

(2) 事業の実施基準

ア 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。

イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

ウ 事業実施主体が行う取組の内容は、当該地域の実状からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。

エ 上記以外の各事業に定める実施基準の内容は、別記 2 から別記 4 までの事業の実施基準の項に定めるところによるものとする。

(3) 事業実施期間及び事業対象地域

各事業の実施期間及び事業対象地域は原則として以下のとおりとし、別記 2 から別記 4 までにおいて別に定めがある場合にあっては、当該規定に従うものとする。

ア 福島県営農再開支援事業

事業実施期間は単年度とし、事業対象地域は避難区域等とする。

イ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業

事業実施期間は単年度とし、事業対象地域は被災 12 市町村とする。

ウ 福島県高付加価値産地展開支援事業

本要綱別表 1 のⅢの事業内容の欄の 3 (1) に掲げる推進事業については単年度、3 (2) に掲げる整備事業については原則として事業実施年度から 3 年以内とし、事業対象地域は被災 12 市町村とする。

(4) 目標年度

各事業の成果目標に係る目標年度は、原則として令和 12 年度とする。

(5) 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、別記 2 から別記 4 までの事業実施主体の項に定めるところによるものとし、農業者等の組織する団体等及び協議会にあっては、原則として次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 農業者等の組織する団体等

代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

イ 協議会

(ア) 事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。

(イ) (ア) の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 補助対象経費

各事業の補助対象経費は、別記2から別記4までの補助対象経費の項に定めるところによるものとする。

なお、補助対象経費は、取組の実施に必要な経費とし、各事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

2 事業の実施手続

(1) 支援事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、知事は、事業実施計画書において、交付金の対象とする経費に、当該年度において交付決定までに実施した事業に係る経費（本支援事業の目的を達成するために必要不可欠である経費であって知事等（事業実施主体が福島県の場合にあっては農政局長。以下同じ。）が認めるものに限る。）を含めることができるものとする。

(2) 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、補助金の交付決定前に着手をすることができるものとする。この場合において、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、事業実施主体が自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

(3) 交付申請等

ア 事業実施主体が福島県以外の場合

(ア) 事業実施主体は、本事業の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める様式による交付申請書に別紙様式1号による事業実施計画書を添えて、知事に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第5第1項第3号に掲げる福島県高付加価値産地展開支援事業を実施する場合は、知事は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画書を別紙様式2号による協議書に添えて、あらかじめ農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(イ) (ア) に定める交付申請書等の提出期限は、知事が別に通知する日ま

でとする。

(ウ) 事業実施主体は、(ア)の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(エ) 知事は、(ア)による事業実施計画の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対してその旨を通知するものとする。

イ 事業実施主体が福島県の場合

知事は、県が行う取組について支援事業を実施する必要がある場合は、別紙様式 2 号による協議書に別紙様式 1 号による事業実施計画書を添えて農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 事業実施計画の変更等

ア 事業実施主体が福島県以外の場合にあっては、以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ別紙様式 3 号による変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(ア) 事業実施主体の変更

(イ) 事業の追加又は中止

(ウ) 経費の増加又は 30%を超える減少

イ 事業実施主体が福島県の場合にあっては、アに掲げる事項のいずれかに該当するときは、(3)イに準じて変更後の事業実施計画書を農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(5) 協議

ア 本事業の実施において農政局長との協議が必要な手続は次に掲げるとおりとし、協議に当たって、知事は農政局長へ別紙様式 2 号による協議書を提出するものとする。

(ア) (3)ア(ア)に規定する、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっての事業実施計画書の承認

(イ) (3)イに規定する、県が事業を実施する場合の事業実施計画書の承認

(ウ) 別記 2 の 12 に掲げる特認事業の実施に当たっての取組内容の承認

(エ) 別記 4 の 2 (1) による福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針の承認

イ 農政局長は、アによる協議書の提出があったときは、審査の上、当該内容を適正と認めたときは速やかに承認するものとする。

(6) 事業遅延の届出

ア 事業実施主体は、別記4の1(2)に掲げる整備事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は同事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式4号による遅延届出書を知事を通じて農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

イ アの場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもってアの届出書の提出に代えることができる。

(7) 概算払

知事は、事業実施に要する経費の全部又は一部について概算払ができるものとし、事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合には、知事が別に定める概算払請求書を提出しなければならない。

(8) 実績報告及び額の確定

ア 事業実施主体は、事業が完了したときはその日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別紙様式5号による実績報告様式に別紙様式6号による事業実績報告書を添えて、知事等に提出するものとする。

イ 上記(3)ア(ウ)のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、アの実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

ウ 上記(3)ア(ウ)のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、アの実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式7号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

エ 知事がアの規定による報告を受けた場合の補助金の額の確定等に係る手続は、交付等要綱第16の規定を準用するものとする。

オ 事業実施主体は、エの規定による額の確定通知を受けた後において、支援事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により支援事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書をアの規定に準じて提出するものとする。知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、エに準じて改めて額の確定を行うものとする。

カ 農政局長又は知事は、アの規定による実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

(9) 事業実施状況の報告

知事は、事業実施年度の翌年度の6月30日までに、別紙様式8号による事業実施状況報告書を農政局長に報告するものとする。

(10) 財産の管理等

ア 知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、支援事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を返還し、基金に組み入れて補助金の交付の目的に沿って使用するものとする。

(11) 財産の処分の制限

ア 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

イ 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

ウ 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

エ 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事等の承認を受けなければならない。

ただし、事業により導入した家畜が、事業実施主体の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となり処分された場合には、家畜の死亡又は処分後、速やかに承認を得なければならない。

オ エの規定にかかわらず、支援事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資

を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が(3)ア(ア)の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、(3)ア(エ)の規定による交付決定通知をもって、(3)イの規定により提出された事業実施計画書に記載してある場合は、(3)イの規定による承認をもって、次の条件により知事等の承認を受けたものとみなす。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

カ エの承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を返還することを条件とすることがあるものとし、知事は、事業実施主体から返還を受けた場合の当該収入は、基金に組み入れて補助金の交付の目的に沿って使用するものとする。

(12) 収益納付

ア 事業実施主体は、支援事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに支援事業によって相当の収益を生じたときは、別紙様式9号により、知事等にその旨を報告しなければならない。

イ アの規定による報告があった場合その他事業実施主体に同規定により報告すべき相当の収益を生じたものと知事等が認定したときは、別紙様式9号により当該収益の一部又は全部を知事に納付させることがある。

ウ 知事は、イの規定により補助金等の返還を受けた場合の当該補助金は、基金に組み入れて補助金の交付の目的に沿って使用するものとする。

3 事業の評価

(1) 実施事業が福島県高付加価値産地展開支援事業以外の場合

ア 事業実施自治体は、上記1(4)に定める目標年度における成果目標の達成状況について、目標年度の翌年に当該市町村内における事業の達成状況について評価を行い、別紙様式10号による評価報告様式に別紙様式11号による評価報告書を添えて、市町村の場合にあっては翌年度の6月末までに知事に提出するものとし、福島県の場合にあっては翌年度の9月末までに農政局長に提出するものとする。

イ 知事は、市町村からアによる提出を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該市町村に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。

ウ 知事は、イに定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式10号により農政局長に報告するものとする。

エ 農政局長は、ア及びウにより知事から報告された点検評価結果について

て内容を確認し、遅滞なく関係部局で構成する検討会において成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて、当該評価結果を踏まえ、知事を指導するとともに、評価結果を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告するものとする。

（２）実施事業が福島県高付加価値産地展開支援事業の場合

ア 事業実施主体は、上記１（４）に定める目標年度における成果目標の達成状況について、別紙様式 10 号による評価報告様式に別紙様式 11 号による評価報告書を添えて、翌年度の 6 月末までに知事に提出するものとする。

イ 知事は、アによる提出を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を別紙様式 10 号により農政局長に報告するとともに、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないとき、その他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。

ウ 農政局長は、イにより知事から報告された点検評価結果について内容を確認し、遅滞なく関係部局で構成する検討会において成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて、当該評価結果を踏まえ、知事を指導するとともに、評価結果を農産局長に報告するものとする。

エ 別記 4 の 1（２）に掲げる整備事業を実施した場合であって、イに基づき改善措置を講じた場合には、事業実施主体は別紙様式 12 号による改善計画を作成し、知事を通じて農政局長に報告するものとする。

4 農業機械等の利用条件

（１）農業機械の利用条件

ア リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積が、20 ヘクタール（知事が策定した導入計画に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積と 20 ヘクタールのいずれか低い方）をおおむね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は補助対象とならない。

ただし、地域及び取組内容の実情に照らして、知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、アに関わらず、リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積が、10 ヘクタール（導入計画に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積と 10 ヘクタールのいずれか低い方）をおおむね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は補助対象とならない。

ただし、地域及び取組内容の実情に照らして、知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

なお、「中山間地域等」とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進にする法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- (エ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域
- ウ 補助対象となる農業機械のリース及び導入については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）にかかわらず対象にできるものとする。
- エ 農業機械のリース及び導入に当たっては、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

(2) 園芸用施設の利用条件

対象施設は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）に設置するものとする。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設若しくは未利用又は自然エネルギーの効率的・効果的利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

5 リース契約

(1) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械利用者と当該機械利用者が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の 2 者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア リース事業者及びリース料が下記（4）により決定されたものであること。

イ リース期間が 4 年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））に定める耐用年数以内である

こと。

ウ 本事業でリースにより導入する物件が、国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

(2) リース料助成金の額の計算方法

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×補助率

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×補助率

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×補助率

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を 365 で除した数値の小数点以下第 3 位の数字を四捨五入して小数点以下第 2 位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(3) リース事業計画の作成

事業実施主体は、別紙様式 1 号別添によりリース事業計画を作成し、別記 1 の 2 (3) ア (ア) 及び 2 (3) イによる事業実施計画の提出と併せて承認を得るものとする。

(4) リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、リース事業者が機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(5) 助成金の支払

事業実施主体は、(4) の入札結果及びリース契約に基づき機械が機械利用者に導入され、当該機械利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記 (2) により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく

当該機械利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(6) 助成金の返還等

農政局長又は知事は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械が事業実施計画及びリース事業計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

6 農業用機械及び施設等の整備条件

(1) 補助対象とする農業用機械、施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(2) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

ア 増築、改築、併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。

イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

ウ 古品古材の利用については、次によるものとする。

(ア) 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

(イ) 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新材と同程度の耐用年数（機械単体の場合は2年以上）を有するものでなければならないものとする。

なお、再編整備を実施する場合は、既存施設の残存耐用年数が再編整備後も有するものでなければならないものとする。

(ウ) 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新材の価格を下

回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

(エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。なお、再編整備を実施する場合に限り、古品の補修費を交付対象とする。

(3) 資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(4) 農業機械や生産資材等の導入に際して、リース先又は購入先の選定に当たっては、当該農業機械や生産資材等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

7 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と県計画を作成する知事や取組が実施される地域を管轄する市町村等が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう務めるものとする。

(3) 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺環境との調和に十分配慮するものとする。

(4) 農業共済及び収入保険等の活用

ア 継続的な効果の発現及び経営の安定化を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

イ 施設等の整備

支援事業により施設及びパイプハウス等（以下「施設等」という。）を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、施設等の処分制限期間中にあっては国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

ウ 農業用機械等のリース導入

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

（５）農山漁村における女性の参画の促進

次の各号に掲げる事業実施主体は、当該各号に定める女性の参画に関する事項の設定に努めるものとする。

ア 都道府県又は市町村にあっては、農業分野における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標

イ 農業協同組合にあっては、当該組合における女性役員に関する数値目標

ウ 農業協同組合連合会又は一般社団法人農業協同組合中央会にあっては、都道府県内の農業協同組合における女性役員に関する数値目標

（６）作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

（７）セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成 24 年 12 月 21 日付け 24 生産第 2455 号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

（８）国際水準 GAP への対応

本事業において施設等を整備し、GAP 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

（９）事業の実効性確保に向けた対応

ア 市町村長は、地域計画策定の過程において、地域の話合いにより担い手等を明らかにするとともに、継続して内容の向上が図られるよう努めるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施計画の策定に当たり、アの地域計画との間で適切に連携が図られるよう努めるものとする。

(10) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

8 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、支援事業により補助金の交付を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

知事は、支援事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 補助金の経理の適正化

補助金にかかる経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(5) 事業名等の表示

支援事業により整備した施設等には、支援事業名等を表示するものとする。

(別記 2 の 1)

除染後農地等の保全管理

1 事業の概要

本事業は、原則、除染作業が終了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間の以下の取組に要する経費に対して支援するものとする。

- (1) 「農地の保全管理」として除草等の実施。
- (2) 「土づくり」として地力増進作物の作付け及び肥料・土壌改良資材の施用等の実施。
- (3) 「環境整備」として営農再開に必要不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修。

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は避難区域等のうち、警戒区域及び帰還困難区域を除く地域を対象とする。ただし、これらの区域内であっても除染が実施されている地域を対象とする場合はこの限りでない。
- (2) 本事業における「除染作業が終了した農地」とは、福島地方環境事務所が通知する除染結果報告等により、除染作業の終了が確認された農地とする。ただし、市町村が事業実施主体となって除染を実施する地域については、除染作業実施前の農地も対象にすることとする。
- (3) 本事業における「将来、営農が再開される見込みのある農地」とは、営農の再開が見込まれる農地として当該農地が所在する市町村の長が認めた農地とする。
- (4) 1 (1) 及び (3) の除草及び清掃に取り組む場合は、過剰な作業の実施を防止する観点から、本事業の補助対象となる作業回数は当該地域で慣行的に行われる回数を目安とする。
- (5) 1 (2) の地力増進作物の作付けに取り組む場合は、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元することとする。
- (6) 1 (2) の肥料の施用に取り組む場合の肥料の種類は、堆肥や緩効性肥料を優先的に選択するものとする。
- (7) 本事業の対象となる期間は、津波による被災を受けた農地を除き、避難指示解除後（旧緊急時避難準備区域は区域解除後）3事業年度（避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がない場合は、当該年度を除く3事業年度）を限度とする。ただし、国又は地方自治体の指示の下、作付け、出荷等の制限又は自粛が行われている品目が生産される農地では、当該制限等が解除された年度の年度末までの間とする。

(8) 1の取組に必要な経費について、東京電力株式会社の賠償を受けている場合は、本事業の対象としないものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者で組織する復興組合等の農業者団体とする。

4 採択要件

(1) 交付等要綱第1の趣旨に即した事業目標を定めること。

(2) 受益農家が3戸以上であること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表2のIに掲げるとおりとし、取組に直接要する種苗代や肥料代等の資材費、作業用具代、農業機械等のリース・レンタル費用、雇用労賃、作業委託費等とする。

6 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、補助単価の上限を単年度当たり35千円/10aとし、補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。

(別記 2 の 2)

鳥獣被害防止緊急対策

1 事業の概要

本事業は、営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣の対策のため、次に掲げる取組に要する経費に対して支援するものとする。

(1) 被害防止活動の実施

ア 「推進体制の整備」として、協議会の開催等による鳥獣被害の状況、営農再開後の被害見込み及び被害防止における課題・目標等の協議並びに被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築等の実施。

イ 「個体数調整」として、被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、他地域から招聘した捕獲実施者等で構成される鳥獣の捕獲体制の整備（捕獲の担い手育成に必要な技能研修の実施を含む。）及び捕獲等の実施。

ウ 「被害防除」として、鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査、犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材等の被害防止対策に必要な技術の実証並びに被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等の実施。

エ 「生息環境管理」として、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備の実施。

オ 「特定活動」として、集中的に捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材（誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）を含み、銃を除く。）の整備、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う大規模緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1 ha 以上とする。）の実施。

なお、大規模緩衝帯の整備については、整備を行う区域の所在する市町村において森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

(2) 鳥獣被害防止施設の整備

営農再開に向けた鳥獣対策として必要な被害防止施設（受電施設を除く。）、被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下の条件を満たすものとする。

ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形（傾斜及び高低差）及び樹木の繁茂状況を考慮し、被害防止効果を低下させる要因である対象鳥獣の特性による侵入（飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入）を防止するこ

とが可能な離隔を確保した設置位置とする。

イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備するものとする。

ウ 電気さくを整備する場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。

具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。（参照 URL：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/denkisaku.html>）

2 事業の実施基準

（１）本事業は避難区域等を対象地域とする。ただし、避難区域等以外の地域であっても、東日本大震災に伴い発生した原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合については、対象地域に含めることができるものとする。

（２）上記 1（２）「鳥獣被害防止施設の整備」に係る実施基準は次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施計画が、整備地域の関係者の合意を得たものであること。

イ 事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

ウ 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

（ア）施設等の内容等

（イ）施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

エ 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれなければならない。

オ 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

カ 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

キ 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。

ク 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。

ケ 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

コ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

3 事業実施主体

(1) 上記 1 (1) 「被害防止活動の実施」の事業実施主体は、福島県、市町村、市町村と農業協同組合、復興組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体、集落の代表者等の必要な者で構成される組織若しくは団体であって、別記 1 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とする。

(2) 上記 1 (2) 「鳥獣被害防止施設の整備」の事業実施主体は、福島県、市町村又は協議会若しくはその構成員(試験研究機関を除く。)とする。

4 事業実施の地理的範囲

事業実施主体が事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域とする。

5 採択要件

(1) 交付等要綱第 1 の趣旨に即した事業目標を定めること。

(2) 上記 1 (2) 「鳥獣被害防止施設の整備」を実施する場合については、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 受益農家が 3 戸以上であること。

イ 施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。

6 補助対象経費

本事業の補助対象経費は別表 2 の I のとおりとする。

なお、1 (1) 「被害防止活動の実施」について、事業実施主体は、事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務(以下「委託業務」という。)について、事業費の 50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

また、事業実施主体が事業実施計画に基づいて事業の進行管理を適切に行うことができると認められる場合は、委託業務の実施に当たって事業費の 50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

7 補助率

(1) 1 (1) 「被害防止活動の実施」に要する経費の補助率及び上限単価については、次に掲げるとおりとする。

ア 1 (1) アからエに要する経費

(ア) 事業実施主体が福島県の場合

受益する市町村数に 2,200 千円を乗じた額を単年度当たりの限度額として、定額補助するものとする。

(イ) 事業実施主体が福島県以外の場合

1 市町村・単年度当たり 2,000 千円以内（複数の市町村を含む地域で実施される場合には 1 市町村・単年度当たり 2,200 千円）を限度額として、定額補助するものとする。

イ 1 (1) オに要する経費については、下記に定めた上限単価（消費税を除く。）の範囲内で定額補助を行うことができるものとする。

(ア) 捕獲機材の上限単価

a 箱わな

仕様（幅×奥行き）	獣種	上限単価（千円／基）
大型獣用（3 m ² 以下）	主にイノシシ、シカ、クマ （サル用を兼ねる。）	1 1 9
中型獣用（2 m ² 以下）	サル専用	8 8
小型獣用（0.5 m ² 以下）	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 9

注：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

b くくりわなについては、1 基当たり 16 千円とする。

c 囲いわなについては、1 m²当たり 31 千円とする。

d 誘導捕獲柵わなについては、1 m²当たり 31 千円とする。

(イ) 大規模緩衝帯整備の上限単価

1 ha 当たり 480 千円とする。

(2) 1 (2) 「鳥獣被害防止施設の整備」に要する経費の補助率及び上限単価については、次に掲げるとおりとする。

ア 補助率は 1／2 以内とする。ただし、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する地域にあっては 11／20 以内とする。

(ア) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の

規定により過疎地域と見なされる区域を含む。)

(ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ アにかかわらず、鳥獣被害防止施設を農業者等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとする。また、鳥獣被害防止施設を整備する場合の上限単価については、次に掲げるとおりとする。

(ア) 鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。)

獣種等	柵の種類	上限単価(円/m) (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価(円/m)(左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	148	391
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵	1,290	3,000
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵	2,790	7,260
	ワイヤーメッシュ柵	1,950	4,530

注1: 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様(亜鉛メッキ等)とする。

注2: サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

(3) 上限単価の地域特認

地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の（１）及び（２）の上限単価を超えて助成する必要がある場合にあっては、次に掲げる手続きによって、内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

ア 事業実施主体が福島県以外の場合

事業実施主体は、別記１の２（３）ア（エ）による事業実施計画の承認に併せて知事の承認を受けることとする。知事は、内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

イ 事業実施主体が福島県の場合

福島県は、別記１の２（３）イによる事業実施計画の承認に併せて農政局長の承認を受けることとする。農政局長は、内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

8 留意事項

- （１）事業実施主体は、事業実施に当たって、関係法令を遵守するとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 4 条に基づく鳥獣保護管理事業計画及び鳥獣保護管理法第 7 条の 2 に基づく第二種特定鳥獣管理計画並びに鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条に基づく被害防止計画が策定されている場合には当該計画と整合を図るものとする。
- （２）事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成 18 年 3 月 29 日付け 17 生産第 8581 号生産局長通知）第 4 の 2 に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

(別記 2 の 3)

放れ畜対策

1 事業の概要

本事業は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロ圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた次に掲げる取組に要する経費に対して支援するものとする。

(1) 推進体制の整備

(2) 放れ畜の捕獲等

(3) 個体識別の徹底

2 事業の実施基準

本事業は避難区域等を対象地域とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県とする。

4 採択要件

(1) 交付等要綱第 1 の趣旨に即した事業目標を定めること。

(2) 避難区域等において、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

ア 放れ畜に関する目撃等の情報があること。

イ 安楽死等の措置が必要な捕獲済みの家畜がいること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、別表 2 の I に掲げるとおりとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記 2 の 4)

営農再開に向けた作付・飼養実証

1 事業の概要

本事業は、営農再開に向け、食品中の放射性物質の基準値を下回る安全な農産物（飼料作物を含む。以下同じ）又は畜産物が生産できることを確認するための作付・飼養実証（稲の作付制限区域で実施する稲の試験栽培を含む。）や、除染等による地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証するための作付実証の取組に要する経費について支援するものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は避難区域等を対象地域とする。ただし、避難区域等以外の地域であっても、東日本大震災に伴い発生した原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合については、対象地域に含めることができるものとする。
- (2) 同一農地及び同一農場における作付・飼養実証の実施は、原則単年度限りとする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (3) 吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量については、福島県の指導指針に準ずるものとする。
- (4) 本事業の支援対象は、別記 2 の 10 に規定する放射性物質の吸収抑制対策のうち吸収抑制資材の施用として実施する取組を除くものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体とする。

4 採択要件

- (1) 交付等要綱第 1 の趣旨に即した事業目標を定めること。
- (2) 受益農家が 3 戸以上であること。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は別表 2 の I に掲げるとおりであって、作付・飼養実証に係る掛かり増し経費として、種苗代、肥料代、飼料代等の生産資材費、家畜（肉用に供するものは除く。）及び畜舎のリース代（ただし、実証期間の減

価償却費相当額に限る。）、吸収抑制資材の購入費、栽培・飼養管理費、土壌・品質等の分析費、調査・指導費、獣医師費、研修会等開催の経費、生産物の買上げ・廃棄費用、その他作付・飼養実証に要する経費（別記２の６の放射性物質の交差汚染防止対策の対象となる経費を除く。）とする。

なお、栽培・飼養に係る補助対象経費については、作付・飼養実証に係る生産コストと収穫した農作物又は畜産物の販売収入等の差額、避難先から実証ほ場までの距離等を勘案し、地域の実情に応じた面積当たりの適正な単価を設定して支払うことも可能とする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記 2 の 5)

避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

1 事業の概要

本事業は、避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家や高齢者のみが帰還している等の事情により当面営農再開が見込めない農家の農地について、農業者の帰還や農地の利用調整などが完了し営農再開するまでの間、作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する以下の取組に対し、農業機械の導入等管理耕作に要する経費について支援するものとする。

(1) 農業機械等のリース

(2) 農地の管理

2 事業の実施基準

(1) 事業実施主体は、避難先からすぐに帰還しない農家等の農地を省力的かつ適切に管理し、当該農家等が帰還し当該農地で営農を再開する場合又は他の農業者に農地集約された場合には、円滑に営農再開が行われるよう努めるものとする。

(2) 事業実施主体は、本事業実施後、速やかに、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 17 条の 25 第 1 項の農用地利用集積等促進計画又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用集積等利用促進計画に基づく利用権設定に努めるものとする。

(3) 大熊町、双葉町、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域を除く地域における本事業の対象期間は、新たに管理耕作に取り組む農地について 4 事業年度まで、令和 7 年度以前より管理耕作に取り組む農地については 2 事業年度までとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、公社、農業者の組織する団体等とする。

4 採択要件

交付等要綱第 1 の趣旨に即した事業目標を定めること。

5 補助対象経費

(1) 上記 1 (1) の補助対象経費は、別表 2 の I に掲げるとおりであって、取組に直接要する農業機械等のリース費用（レンタルや他の農業者等からの貸

借により農業機械等を利用する場合の費用を含む。）、農地の管理費とする。

なお、農業機械等のリース費用については、リース料のうち物件購入相当額を補助対象とする。

また、農業機械の利用条件は別記１の４（１）によるものとし、避難からすぐに帰還しない農家等の事業実施主体への農地の管理委託が円滑に進まない場合にあっては、事業実施初年度の利用面積が事業規模決定の根拠となる面積の２分の１以上であれば補助対象に該当するものとする。

- （２）農地の管理費については、福島県が、管理耕作に係る生産コストと収穫した農作物の販売収入等（農作物を生産することにより得られる交付金を含む。）の差額等を勘案し、地域の実状や作付けする作物に応じて、面積当たりの適正な単価を設定するものとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記 2 の 6)

放射性物質の交差汚染防止対策

1 事業の概要

本事業は、原発事故に伴い放射性物質が付着した耙すり機その他の農機具等を使用することにより、農産物が当該農機具等に付着している放射性物質に汚染されること（以下「交差汚染」という。）の防止を目的として行う対策のうち、次に掲げる取組に要する経費について支援するものとする。

- (1) 「実施体制の整備」として各地域の状況に応じた効果的な交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組。
- (2) 「交差汚染防止対策」として、上記(1)を実施する地域における農機具の清掃等の取組。

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は避難区域等を対象地域とする。ただし、避難区域等以外の地域であっても、東日本大震災に伴い発生した原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合については、対象地域に含めることができるものとする。
- (2) 事業の実施に当たって、事業の対象となる地域の農機具販売店や農機具メーカー等との連携体制が整備されていなければならない。
- (3) 事業実施主体が行う交差汚染防止対策の内容は、交差汚染に係る調査研究結果等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- (4) 上記1(2)の対策は、福島第一原発事故以降、本事業の対象地域に存在したことにより放射性物質が付着した農機具等を対象とし、当該農機具等について、収穫を行う初年度に限り実施するものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等とする。ただし、上記1(1)にあつては農業者の組織する団体を除く。

4 採択要件

本要綱第1の趣旨に即した事業目標を定めること。

5 補助対象経費

- (1) 上記1(1)の補助対象経費は、別表2のIに掲げるとおりであつて、取組に直接要する訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用（旅費、賃金、給料、職員手当等、報酬、期末手当、費用弁償、備品費、消耗品費等）とする（給料、職員手当等、報酬、期末手当及び費用弁償は、会計年度任用

職員に対して別表 3 に従い市町村が支払うものに限る。以下同じ。）。

- (2) 上記 1 (2) の補助対象経費は、別表 2 の I に掲げるとおりであって、農業者等が粃等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合の経費（販売不適となった生産物の販売価格相当額及び当該生産物の廃棄に要する費用に限る。）とする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記 2 の 7)

水稻の作付再開支援

1 事業の概要

本事業は、除染作業が終了した農地のうち、次年度に作物の作付けが再開される見込みの農地について、農作物の作付けに必要な以下の取組に要する経費に対して支援するものとする。

- (1) 通常の営農活動に追加して実施される耕盤再形成や均平化
- (2) 獣害により損傷を受けた畦畔の修復

2 事業の実施基準

- (1) 上記 1 (2) については、避難指示等により農地の保全管理が十分行えなかったために、イノシシによる掘返し等の獣害を受けた農地で、農作物の作付けを行うと畦畔が崩壊する恐れのある農地を対象とする。
- (2) 本事業は、作付再開年度の前年度に一回限り実施するものとする。
- (3) 農地の均平化に要する経費の算定に当たっては、市町村農業委員会が定める標準作業料金表を基準とする。
- (4) 本事業の対象となる農地は、別記 2 の 1 の「除染後農地の保全管理」と同一年度に事業を実施することはできない。
- (5) 本事業の取組に必要な経費について、東京電力株式会社の賠償を受けている場合は、本事業の対象としないものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、公社、農業者で組織する復興組合等の農業者団体とする。

4 採択要件

- (1) 交付等要綱第 1 の趣旨に即した事業目標を定めること。
- (2) 受益農家が 3 戸以上であること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表 2 の I に掲げるとおりであって、1 の (1) については、耕盤再形成や均平化の作業及びその準備のための除草等に要する経費、1 の (2) については、畦畔の修復に要する土砂・畦波板等の資材購入費、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費その他畦畔の修復等に要する経費とする。

6 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、1の（1）については補助単価の上限を35千円／10aとする。

(別記 2 の 8)

除染後農地の地力回復支援

1 事業の概要

本事業は、表土の剥ぎ取りによる除染後に客土した農地及び知事が特に必要と認める農地について、営農を再開するために不足する地力の回復に必要な以下の取組に要する経費に対して支援するものとする。

- (1) 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復
- (2) 緑肥の作付け
- (3) 大型機械による深耕

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は、避難区域等のうち警戒区域及び帰還困難区域を除く地域を対象とする。ただし、これらの区域内であっても除染が実施されている地域を対象とする場合はこの限りではない。
- (2) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき指定された除染特別地域等において、表土の剥ぎ取りによる除染作業後に客土された農地等を対象とする。
- (3) 堆肥の散布等に要する経費の算定に当たっては、市町村農業委員会が定める標準作業料金表等を基準とする。
- (4) 上記 1（1）及び（2）の事業の対象となる期間は、農作物の作付けを再開する前々年度、前年度、当年度及び翌年度のうち最大 2 年間とする。ただし、福島県知事が特に必要と認める場合は、農作物の作付けを再開した翌々年度までの 5 年間のうち最大 3 年間実施できるものとする。

また、農作物を作付けした翌年度及び翌々年度においては、県や農業協同組合等の技術指導機関により、前年度の農作物の生育不良が地力の低下に起因することが確認されている場合に限り、本事業を実施することができるものとする。
- (5) 上記 1（1）の取組に際して、堆肥を一時貯留する必要がある場合には、堆肥舎やこれに準じた施設等、既存施設を利用するものとする。ただし、既存施設を利用すると堆肥の散布作業が著しく非効率となる場合は、農地等に堆肥の一時貯留場所を設置できるものとする。
- (6) 上記 1（3）の取組は、同一農地において単年度に限り行うことができるものとする。
- (7) 上記 1（3）の取組を行う場合には、農業機械等により、客土下にある既存の作土層の全量が、客土と十分混和される程度の深耕を行うものとする。

3 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、公社、農業者の組織する団体等とする。

4 採択要件

- (1) 交付等要綱第1の趣旨に即した事業目標を定めること。
- (2) 受益農家が3戸以上であること。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表2のIに掲げるとおりであって、以下に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 上記1(1)の取組を実施する場合における本事業の補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

ア 堆肥・酸度矯正資材に要する経費

本事業の補助対象となる堆肥の量は、単年度ごとに10a当たり3tを限度とする。ただし、知事が特に認める場合には、単年度ごとに5tを補助の上限とする。

なお、農作物の作付再開年度以降の期間において堆肥を施用する場合には、福島県の指導指針等を基準に、不足する分を補うために追加で施用する掛増し分のみを補助の対象とする。

また、酸度矯正資材は10a当たり200kgを限度とする。

イ 堆肥の運搬、散布等に要する経費

堆肥の運搬、一時貯留管理、散布等の取組に直接要する資材購入費、機械レンタル費用、一時貯留場所の賃借料（貸借期間の減価償却費相当額に限る。）、機械燃料代、堆肥・機械等の運搬費、雇用労賃、作業委託費、検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、地力回復対策に係る土壌の分析費及び分析委託費その他堆肥等散布に要する経費とする。

- (2) 上記1(2)の取組を実施する場合における本事業の補助対象経費は、種苗及び緑肥等の生産資材費、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費その他緑肥の作付けに要する経費とする。
- (3) 上記1(3)の取組を実施する場合における本事業の補助対象経費は、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費その他深耕に要する経費とする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

ただし、補助単価の上限は以下のとおりとし、1（1）に要する経費については、上限単価の範囲内で定額補助を行うことができるものとする。また、1（2）及び（3）の取組に要する補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。

- （1）1（1）の取組について、堆肥を施用する場合、1 t 当たり 3,420 円（消費税を除く。）とする。
- （2）1（2）の取組について、35 千円／10a とする。
- （3）1（3）の取組について、25 千円／10a とする。
- （4）地域条件等やむを得ない事由により、上記の（1）から（3）までの上限単価を超えて助成する必要がある場合にあっては、知事の承認によって、内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

なお、事業実施主体は、別記1の2（3）アによる申請手続に併せて知事に申請を行うものとし、知事は、内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

(別記 2 の 9)

地域営農再開ビジョン策定支援

1 事業の概要

本事業は、避難区域等における農業の将来の展望（ビジョン）を総合的に検討し、地域営農の再開に向けた指針となる地域営農再開ビジョン(以下「営農再開ビジョン」という。)を策定すること等のために行う、次に掲げる取組に要する経費に対して支援するものとする。

- (1) 「営農意向等の把握」として実施する、農業者に対する、地域農業の将来の見通し、自らの農業経営のあり方及び農地の貸借等の意向の聴取等。
- (2) 「営農再開先行事例等の調査」として実施する、先行して営農再開に取り組んだ地区等の事例調査、営農再開に向けた農地の現況調査、導入品目の検討のための調査、機械・施設等の利用及び整備のための調査、労働力確保に関する調査等。
- (3) 「集落等の合意形成」として実施する、集落等における営農活動の範囲を単位として、農業者を参集した会合等。
- (4) 「営農再開の準備研修」として実施する、営農再開に必要な経営管理能力、労働安全及び生産技術等の習得のための研修等。
- (5) 「営農再開ビジョン検討会の開催」として実施する、営農再開ビジョンの策定及び改訂に必要な取組事項の検討、営農再開ビジョンの策定等のための関係機関と地域農業者等による検討会の開催等。
- (6) 「営農再開ビジョンの周知」として実施する、関係機関及び地域の農業者等に対する営農再開ビジョンの周知等。

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は避難区域等を対象地域とする。
- (2) 営農再開ビジョンは、地域農業の実情や地域の中心となる経営体の意向を十分反映し、地域農業の将来を見通して持続可能なものとする。

また、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条の規定に基づき、市町村から農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市町村から青年等就農計画が適当である旨の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、法人や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営が見込まれる経営体等を、当該経営体等の意向を確認した上で、地域の中心となる経営体として位置づけるものとする。

- (3) 営農再開ビジョンは、関係機関、農業者の代表等による検討会における検討・審査を経た上で策定するものとする。

- (4) 新規就農者や集落営農の組織化等により新たに地域の中心となる経営体が育成された場合、対象地域の変更等、事情の変化に応じて、既に策定された営農再開ビジョンを改訂するものとする。

営農再開ビジョンの改訂に当たっては、地域の中心となる経営体の名称変更や構成員の数の変更、生産品目・新規就農・6次産業化等の取組の変更、活用が見込まれる施策の変更等の軽微なものを除き、(3)と同様の手続きをとるものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県、市町村、農業協同組合、公社、農業会議、農業者の組織する団体等又は協議会（市町村及び農業協同組合、復興組合、集落営農組織、農業者等の必要な者で構成される組織）等とする。

4 採択要件

第1の目標に即した事業目標を定めること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表2のIに掲げるとおりとする。

6 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

(別記 2 の 10)

放射性物質の吸収抑制対策

1 事業の概要

本事業は、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う対策（以下「吸収抑制対策」という。）のうち、次に掲げるものに対して支援するものとする。

- (1) 「吸収抑制資材の施用」として、加里質肥料（塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料等単肥に限る。）その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材（以下「吸収抑制資材」という。）の施用の取組（別記 2 の 4 の営農再開に向けた作付実証の取組を除く。）。
- (2) 「低吸収品目等への転換」として、農作物への放射性物質の移行の低減を図る低吸収品目・品種等への転換に必要な取組。ただし、転換する品目については、加工等による濃縮について留意するものとする。
- (3) 「改植・剪定等」として、果実・茶葉に移行する放射性物質の低減を図る改植、剪定等の取組（台切り、中切り等）。
- (4) 「反転耕・深耕」として、表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転又は混和することにより農作物への放射性物質の移行の低減を図る取組。

なお、当該対策を行った後、低下した地力の回復に必要な肥料や土壌改良資材等を施用することができる。ただし、土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った上で施用する場合に限るものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は福島県内を対象地域とする。
- (2) 上記 1 (1) については、吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量について、福島県の指導指針に準ずるものとする。
- (3) 上記 1 (1) 及び (2)（牧草地を対象とする場合に限る。）については、東京電力株式会社への賠償請求を優先して検討するものとする。

なお、東京電力株式会社による賠償の対象となる吸収抑制対策を実施する場合は、本事業との重複実施がないようにしなければならない。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等とする。

4 採択要件

- (1) 受益農家が 3 戸以上であること。
- (2) 原発事故により放出された放射性物質により汚染された農地土壌等である

こと（放射性物質汚染対処特措法に基づき指定された除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であることとする。ただし、既に放射性物質汚染対処特措法等に基づき除染等を行った地域又は市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等はこの限りではない。）。

- (3) 生産される農作物が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値1キログラム当たり100ベクレル（牛乳の場合は同50ベクレル、牧草の場合は「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（平成24年2月3日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）」に基づく暫定許容値1キログラム当たり100ベクレル）（以下「食品中の放射性セシウムに係る基準値等」という。）を超えた又は超える恐れがあると知事が認めるもの（加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過する恐れのあるものを含む。）であり、かつ本対策を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。
- (4) 実施する吸収抑制技術が公的研究機関等により、吸収抑制効果があることが示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。特に、上記1（1）に掲げる「吸収抑制資材の施用」の取組については、予め土壌診断等により、対象とするほ場における土壌中の交換性カリウム濃度が県の基準等と比べて低くなっていることが示されている場合に限る。
- (5) 市町村ごと、対象作物ごとに、事業実施年度の前年における放射性セシウムのモニタリング調査結果等が不検出であった場合又は事業実施年度の前年に吸収抑制対策を実施しないほ場を本規定に基づき設置した場合、本事業による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するほ場の設置とともに、吸収抑制対策を実施しないほ場を原則として市町村ごとに3箇所以上設置し、別記2の11の事業を活用して吸収抑制対策を実施した場合及び実施しなかった場合の対象作物における放射性セシウムの濃度をそれぞれ測定することにより、当該年度における事業効果を検証することを必須とする。

なお、事業実施年度及びその前年度における上記事業効果の調査並びに同期間における当該市町村のモニタリング調査等において対象作物から放射性セシウムが検出されなかった場合、特段の理由がある場合を除き、翌年度から、当該市町村の当該対象作物は本対策の対象から除外するものとする。

ただし、本規定に基づき本対策の対象から除外された場合であっても、本規定に基づき設置した吸収抑制対策を実施しないほ場については、本対策の対象から除外された年度から3年間に限り継続して設置できるものとする。

また、吸収抑制対策を実施しないほ場の設置に当たっては、事業効果を的確に検証するため、当該市町村の土壌タイプの分布状況や過去のモニタリング調査の結果等を勘案するものとする。

- (6) (2) から (5) について、原発事故に関して政府が定める方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

5 補助対象経費

- (1) 上記 1 (1) の取組における補助対象経費は別表 2 の I のとおりであって、加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壌改良資材に係る経費に限るものとする。
- (2) 上記 1 (2) から (4) の取組を実施する場合における補助対象経費は別表 2 の I のとおりであって、取組に直接要する、機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、機械燃料代、資材購入費（肥料、土壌改良資材等）、種子・種苗費（1 (2) の取組のうち牧草を対象とした場合に限る。）、苗木代（1 (3) の取組のうち、改植を対象とした場合に限る。）、作業委託費、備品費（ただし、レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る。）等とする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

ただし、補助単価の上限は以下のとおりとし、補助額は補助上限単価に事業に取り組む農地・牧草地の面積を乗じたものと、実際に要した経費のいずれか低いものとする。

ア 上記 1 (1) の取組については、100 千円／10a とする。

イ 上記 1 (2) の取組については、排水対策を必要とする場合 159 千円／10a、排水対策を必要としない場合 142 千円／10a、牧草地を対象とした場合 100 千円／10a とする。

なお、石れき粉砕・除去機械を用いた牧草地、無線トラクター等を用いた傾斜牧草地を対象とした場合 168 千円／10a とする。

ウ 上記 1 (3) の取組については、改植の場合 495 千円／10a、剪定の場合 18 千円／10a とする。

エ 上記 1 (4) の取組については、44 千円／10a とする。

(別記 2 の 11)

放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

1 事業の概要

本事業は、原発事故により放射性物質の影響を受けた地域において、吸収抑制対策、交差汚染防止対策及びその他の放射性物質汚染防止対策（以下「吸収抑制対策等」という。）を効果的に実施するための土壌・栽培管理の状況や対策の実施状況等の調査のほか、それに基づく指導等に係る取組（別記 2 の 6 の 1（1）の取組を除く。）に対して支援するものとする。

2 事業の実施基準

本事業は福島県内を対象地域とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県、市町村、農業協同組合等とする。

4 採択要件

- (1) 受益農家が 3 戸以上であること。
- (2) 生産される農作物が、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超えた若しくは超える恐れがあると知事が認めるもの（加工によって 1 キログラム当たり 100 ベクレルを超過する恐れのあるものも含む。）であり、かつ吸収抑制対策等を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。
- (3) (2) について、原発事故に関して政府が定める方針又は指示に基づき、吸収抑制対策等として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表 2 の I に掲げるとおりであって、吸収抑制対策等に係る土壌・農産物等の分析費（検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、分析費及び分析委託費）、別記 2 の 10 の 4（5）に規定する事業効果の検証に伴って発生する費用、吸収抑制対策等を効果的に実施するための訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用（旅費、賃金、給与、職員手当等、報酬、期末手当及び費用弁償、備品費、消耗品費等）とし、本事業の対象として明確に区分できるものとする。

なお、本事業における交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組（別記 2 の 6 の 1（1）と同一の取組）に要する費用については、別記 2 の 6 の対象地域は本事業の対象地域から除外するものとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記 2 の 12)

特認事業

1 事業の概要

本事業は、原発事故に伴って中止を余儀なくされた生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛の解除への取組を阻害する課題が発生し、既存事業では対応ができない場合、当該課題に迅速に対応するため、知事が特に必要とする取組について支援するものとする。

ただし、事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。

2 事業の実施方法

知事は、本事業を実施する必要がある場合、別記 1 の 2 (5) に定めるところにより、事業名、事業の緊急性及び必要性、事業の内容、事業の採択要件、事業実施主体、補助対象経費、補助率、事業実施期間及び所要額を明らかにした別紙様式 2 号別添 1 により農政局長へ協議を行うものとする。

農政局長は、本事業の協議が知事から提出された場合、協議の内容を審査し、支援事業の目的との整合性の点で適正であれば遅滞なく承認するものとする。

3 事業の緊急性及び必要性

本事業によって対応すべき課題は、生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛解除への取組を阻害するものであり、支援事業の開始以前には想定が困難であったため、特認事業により迅速に対応する必要がある課題であるものとする。

4 事業の内容

本事業の内容は、対応すべき課題に対して知事が特に必要と認めた取組であり、当該対策を講じることにより、当該課題の解決が図られるものに対して支援するものとする。

なお、本事業は、既存の事業では対応できない場合で、迅速に対応する必要がある場合に事業を実施することとしていることから、既存事業の上乗せ対策は対象外とする。

5 事業の採択要件

福島県内における生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛解除への支援を事業目的としていることから、原則として、取組により生産の再開を促進させ、又は出荷制限指示若しくは出荷自粛の解除にひ益するものとする。

6 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、福島県、市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、公社、農業者の組織する団体及び協議会等の任意団体とする。

7 補助対象経費

- (1) 本事業の補助対象経費は、小規模土地基盤整備や共同利用施設整備等の整備経費を除いた経費とする。
- (2) 本事業における補助対象経費は、取組を実施することによって発生する追加的費用への支援措置であるものとする。

8 補助率

本事業の補助率は、農業者の財産形成に関わるものについては1／2以内、それ以外については定額を基本とする。

9 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として、事業を承認した年度の末日とする。

なお、協議される事業が次年度にまたがって実施される正当な理由がある場合は、事業開始から1年間を上限として事業実施期間を定めることができるものとする。

(別記 3)

原子力被災12市町村農業者支援事業

1 事業の概要

本事業は、原発事故の影響により、農産物生産の中止等を余儀なくされた原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合に、農産物の生産等に必要な以下の取組を支援する。

- (1) 農業用機械等の導入
- (2) 施設の整備・撤去
- (3) 果樹の新植・改植
- (4) 花き・園芸作物の種苗導入
- (5) 家畜の導入

2 事業の実施基準

- (1) 本事業は、原子力被災12市町村の区域全域を対象地域とする。
- (2) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて実施することはできない。
- (3) 補助対象経費の上限額は、1,000万円とする。
- (4) 事業実施主体があらかじめ提出した事業実施計画書が、市町村が策定する復興計画等に沿ったものであることを市町村に確認されており、かつ、事業実施主体の経営規模又は経営内容からみて、営農再開等にあって多額の初期投資が必要であることを市町村に確認されている場合には、補助対象経費の上限額は、3,000万円とする。
- (5) 本事業の実施にあたって、事業実施主体の自己負担分の資金が適正に確保されることが確実に見込まなければならない。
- (6) 本事業は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとする。

ただし、農業振興地域以外の地域であっても、原子力被災12市町村の営農再開等の促進を図る上で知事が適当であると認める場合については、支援事業を実施することができるものとする。

- (7) 農業用機械、施設の導入においては、原子力被災12市町村の営農再開等を行う農業者のうち、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（平成26年2月28日付け25食第200号農林水産事務次官依命通知）に基づく被災地域農業復興総合支援事業に規定する「被災地域の農業の復興に関する目標」に向けて市町村の選定を受けて経営展開を図る者は当該事業が対象となり、それ以外の者は本事業の対象となるものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、原子力被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）であって、以下に掲げるいずれかの条件を満たす者とする。

- （１）農産物の販売を目的とする農業者（もっぱら農産物の自給を目的に営農を行う農業者は除く。）
- （２）集落等を単位として、農業生産等の過程における一部又は全部についての共同化・統一化（農作業の受託等を含む。）に関する農業者等の合意の下に営農を行う組織及び団体
- （３）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の４に規定する農事組合法人をいう。）
- （４）農事組合法人以外の農地所有適格法人
- （５）特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第４項に規定する特定農業法人及び特定農業団体をいう。）
- （６）認定農業者
- （７）認定新規就農者
- （８）その他知事が原子力被災12市町村の営農再開等を促進するために特に必要と認める者

4 採択要件

交付等要綱第１の趣旨に即した事業目標を定めること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表２のⅡ及び以下のとおりであって、以下に掲げる条件を満たすものとする。

（１）農業用機械等の導入

ア 耕耘・破碎、施肥、播種、移植、栽培管理、防除、収穫、調製・出荷等の作業に要する機械

イ フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）、ほ場観測施設及び中間拠点施設（農機具格納庫等）等であって、以下の要件をすべて満たすもの。

- （ア）他用途に使用されないものであること。
- （イ）農業経営において真に必要であること。
- （ウ）導入後の適正利用が確認できるものであること。
- （エ）ほ場観測施設、中間拠点施設等の施設にあつては、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。また、農機具格納庫は、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。

この場合、補助対象に係る施設の床面積規模は、補助対象機械の大き

さ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

ウ 導入する機械は、過剰な投資とならないよう、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載のある機械であるときは、その利用規模下限面積をおおむね満たすものとする。ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

(2) 施設の整備・撤去

ア パイプハウス、果樹棚の設置

(ア) 栽培用ハウス

(イ) ハウス附帯施設

加温・冷房・除湿機、換気装置、灌水装置、カーテン装置等
なお、ハウス附帯施設のみを導入することもできる。

(ウ) 高度環境制御栽培施設

灌水同時施肥栽培装置、露地用灌水装置、養液栽培装置、複合環境制御装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置、防風施設、防霜施設、簡易な暗渠施設等

イ 家畜飼養管理施設の整備

(ア) 乳用牛

管理施設搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等

(イ) 肉用牛

a 肉用牛繁殖

繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育成牛舎等

b 肉用牛肥育・育成

肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等

(ウ) 養豚

繁殖用豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等

(エ) 養鶏

ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別包装施設等

(オ) 施設と一体的に整備する施設は、家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であって、給餌、ほ乳、家畜排せつ物の搬出等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。

ウ 家畜排泄物処理施設の整備

(ア) 堆肥処理施設

堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調製保管施設、副資材保管施

設等

(イ) 污水处理施設

貯留槽、浄化处理施設、スラリータンク等

(ウ) 脱臭施設

(エ) 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの

- a 家畜排泄物処理施設と一体的に整備する設備
- b 堆肥処理施設にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。
- c 污水处理施設の設備にあつては、固液分離、ばっ気脱室等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。
- d 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。

エ 自給飼料関連施設の整備

(ア) 自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設等

(イ) 施設と一体的に整備する施設は、次の全てに該当するもの

- a 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。
- b 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか、又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。

オ 施設の撤去

事業実施主体が、自らの経営において、施設の整備等に関する上記(2)アからエの施設の導入に必要な撤去に要する経費とする。

(3) 果樹の新植・改植

事業実施主体が、自らの経営において、果樹の新植・改植に要する経費。

(4) 花き・園芸作物の種苗導入

事業実施主体が、自らの経営において、花き・園芸作物の種苗の導入に要する経費。

ただし、花きについては、当該種苗を用いた生産が、複数年継続するものに限るものとする。

(5) 家畜の導入

本事業の補助対象経費は、事業実施主体が、自らの経営において行う以下

の要件を満たす家畜の導入に必要な経費。

ア 肉専用繁殖雌牛

概ね8ヶ月以上4歳未満の繁殖に供する雌牛であり、かつ登録牛であること。

イ 搾乳用雌牛

4歳未満の登録牛又はその娘牛であり、かつ繁殖に供する雌牛であること。

ウ 豚

(ア) 純粋種豚であって、次に掲げるa又はbのいずれかの要件に該当するもの。

a 国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」という。）が証明する生後3ヶ月齢以上15ヶ月齢以内のもの。

b 海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15ヶ月齢以内のもの。

(イ) 肉豚生産用の繁殖用雌豚は、交雑種とすること。

6 補助率等

本事業の補助率は3／4以内とする。

ただし、上記1（3）及び（5）における補助金の上限額は以下のとおりとする。

(1) 上記1（3）によって導入する果樹の新植・改植の10aあたりの補助金の上限額は、以下のいずれかに掲げる補助金額又は補助率とする。

なお、対象品目の区分の考え方については、持続的生産強化対策事業実施要領別紙3（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）のIの第1に準ずるものとする。

ア かんきつ類からの改植 350千円／10a

イ 主要果樹への改植 250千円／10a（（1）に該当する場合は除く。）

ウ りんごわい化栽培等への改植 500千円／10a

エ アからウに掲げる果樹以外への改植、新植 3／4以内

(2) 上記1（5）によって導入する家畜の一頭当たりの補助金の上限額は以下のとおりとする。

ア 肉専用繁殖雌牛 262.5千円／頭

イ 搾乳用雌牛 412.5千円／頭

ウ 豚 60千円／頭

(別記 4)

福島県高付加価値産地展開支援事業

1 事業の概要

東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった被災 12 市町村の営農再開の加速化に向けては、地域外からの参入も含め農業者の営農再開意欲を高めていくことが重要であり、販路の見通せる生産環境の創出が不可欠となっている。このため、加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者（以下「拠点事業者」という。）等を核として、市町村を越えた広域的かつ一体的な農産物生産、流通及び加工を行い、高付加価値生産によって地域に付加価値をもたらす産地の展開に必要な以下の取組を支援する。

(1) 推進事業

ア リース方式による農業機械等の導入

拠点事業者が整備又は運営する拠点施設（以下、「拠点施設」という。）に供給する農産物（ただし、園芸作物に限る。）を生産するために必要な農業機械等のリース方式による導入を支援する。

イ 「省力かつ稼げる生産体系構築に向けたモデル実証」として実施する以下の取組。

(ア) 新たな栽培技術及び輪作体系の実証

水稻の直播栽培や先端技術の活用、高収益作物の導入、麦・大豆等畑作物との輪作体系を導入した大規模経営（以下「チャレンジファーム」という。）における技術・経営上の課題の抽出並びに解決に向けた調査・分析、専門家等の派遣及び技術・経営の評価を支援する。

(イ) 普及・啓発推進会議の開催

(ア) の取組を踏まえた栽培技術等の普及体系の検討、普及に係る検討会（普及・啓発推進会議）の開催及び取組結果に係る情報発信等を支援する。

ウ 「被災地域における人材確保・育成」として実施する以下の取組。

(ア) 新規就農者の確保

新規就農者の確保のために実施する、他地域からの新規参入等を含めた農業者の受入確保に向けた意向調査並びにマッチング、農作業・出荷作業の代行、労働力の融通、労力集中期の労働力確保、地域での労働力の受入体制の整備のための調査等を支援する。

(イ) 新規就農者の研修機会等の整備

地域内での雇用を通じた新規就農者の研修体制（トレーニングファーム）の整備のために実施する、研修の企画・調整、研修時の課題解決に向けた取組を支援する。

(ウ) 独立後の新規就農者に対する支援

独立後の新規就農者の定着のために実施する、生産現場における技術・経営上の課題解決に向けた専門家派遣や現地研修等の実施を支援する。

エ 「産地協議会の運営・調査・計画策定」として、拠点事業者、農業者の組織する団体、被災 12 市町村内の市町村及び関係機関からなる高付加価値産地協議会（以下「産地協議会」という。）の運営、省力かつ儲かる生産体系の構築、広域的な産地形成を推進するために必要な先進事例の調査、関係者が一体となって取り組むための連携体制並びに取組効果の検証のための調査、委員会等の開催及び計画策定等の取組を支援する。

(2) 整備事業

市町村域を越えた広域的な高付加価値産地の創出に向けて拠点事業者が設置する拠点施設のうち、農産物処理加工施設の整備を支援する。

2 事業実施方針及び産地計画の作成

(1) 福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針

ア 知事は、本事業の開始に当たり、別紙様式 13 号による福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針（以下「事業実施方針」という。）を作成し、別紙様式 3 号による協議書に添えて、農政局長に提出するものとする。

イ 農政局長は、アによる協議書の提出があったときは、審査の上、内容を適正と認めたときは速やかに承認するものとする。

ウ 知事は、イによる事業実施方針の承認を受けたときは、速やかにこれを公表するものとする。

エ 知事は、被災 12 市町村の営農再開の進捗状況等により、品目や取組内容等に変更を生じた場合には、アからウまでに準じて事業実施方針を変更できるものとする。

(2) 高付加価値産地計画

ア 産地協議会は、(1) による事業実施方針に基づき、高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）を作成するものとし、産地計画を作成した場合には、知事が別に定める協議書に添えて知事に提出するものとする。

イ 知事は、アによる産地計画の提出があったときは、審査の上、内容を適正と認めたときは速やかに承認し、これを公表するものとする。

ウ 産地協議会は、被災 12 市町村の営農再開の進捗状況等により、品目や取組内容等に変更を生じた場合には、ア及びイに準じて産地計画を変更できるものとする。

3 事業の実施基準

(1) 受益地が被災 12 市町村内であること。また、整備事業を実施する場合にあっては、以下の条件を満たすものとする。

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。

ただし、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために知事が特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

イ 野菜等を対象とする整備事業を実施する場合にあっては、耐用年数が 10 年以内のものについては市街化区域（生産緑地を除く。）において実施できるものとする。

(2) 別紙様式 1 号による事業実施計画が、2 (1) に定める事業実施方針に掲げられた趣旨に沿ったものであること。

(3) 本事業の対象が、事業ごとに次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 推進事業

(ア) リース方式による農業機械等の導入

本事業において導入した農業機械等によって生産された農産物の過半が産地の核となる拠点施設に供給されること。

(イ) 省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証

a チャレンジファームとして営農を行う経営体は、麦・大豆の輪作体系については 20ha 以上、園芸作物については 5 ha 以上の生産体系を構築することを目標とすること。

b チャレンジファームとして営農を行う経営体は、経営体ごとに実施年度のモデル実証の取組結果を取りまとめて事業実施主体に報告するものとする。

また、事業実施主体は必要に応じて専門家等の助言を得て分析を行い、その結果を県等の関係機関に報告するものとする。

(ウ) 被災地域における人材確保・育成

12 市町村内の既存の研修施設との連携を図ること。

また、雇用先以外において研修を行う場合にあっては、(1) イで支援するチャレンジファームの積極的な活用に努めるものとする。

(エ) 産地協議会の運営・調査・計画策定

事業実施計画に記載した目標の達成に資すること。

イ 整備事業

(ア) 整備する拠点施設で処理加工される農産物の概ね全量が被災 12 市町村内から供給される計画を立てること。

(イ) 整備する拠点施設の運営を通じて、広域的な産地の形成に向けて、実需者を通じた新たな消費スタイルに対応した品目、栽培・収穫方法及び荷姿・配送方法等の把握の下で、それらを通じた集荷・加工等を広域的

に行うことにより、産地の形成に必要な実需者ニーズへの対応に寄与する機能（実需者ニーズ対応機能）の発現に寄与すること。

（４）上記１（２）に掲げる整備事業を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 施設を設置する場合にあっては、原則として総事業費が５千万円以上であり、かつ当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。

イ 事業実施計画当たりの交付対象とする事業費の上限は６０億円とする。ただし、労働力不足等に対応するため革新的な技術の導入が必要な取組と認められる場合にあっては、当該上限額の１．２５倍を上限とすることができるものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和５５年４月１９日付け５５構改Ａ第５０３号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和５６年５月１９日付け農林水産大臣官庁通知）によるものとする。

ウ 知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等に際しても留意すること。

エ 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、事業実施計画書に記載された部門毎の産出額の目標や品目毎の取組内容等からみた妥当性及び施設の効率的な運営上必要なものと認められること等を明らかにすることにより決定するものとする。

オ 施設の整備に当たっては、事業実施計画に即し、関係機関の意向等も踏まえつつ、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するような最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

（ア）担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、地域に参入を希望する農業者等を含め、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体になるよう務めるものとする。

（イ）必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大に加えて被災１２市町村の営農再開の加速化が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の市場性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

カ 知事は、別記１の２（８）カによる点検及び別記１の３（２）イによる点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事

業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式 12 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（ア）施設等の利用率又は稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

（イ）収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

キ 「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」（平成 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2896 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討すること。

ク 事業実施主体以外のものに貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

（イ）事業実施主体は、原則として、農業者の組織する団体、公社に限るものとする。

（ウ）当該施設の受益戸数は、原則として、3 戸以上とする。

（エ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（オ）賃借契約は、書面によって行うこととする。なお、事業実施主体は賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ケ 事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に 1 回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法をもって本要件を満たしているものとすることができる。

コ 事業実施主体は、受益者に対し生産活動に伴う環境負荷低減等の取組の実施について働きかけるよう努めるものとする。

サ 土地利用型作物を対象とした農産物処理加工施設及びそれに付随する

集出荷貯蔵施設を整備する場合は、知事は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認することとする。

シ 整備事業を実施する場合にあっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

4 事業実施主体

（１）本事業の事業実施主体は、以下のとおりとする。

ア 推進事業

（ア）リース方式による農業機械等の導入

公社、農業者の組織する団体、農業を営む個人又は法人

（イ）省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証

福島県、農業協同組合、協議会（県、市町村及び農業協同組合等の必要な者で構成される組織）及びコンソーシアム

（ウ）被災地域における人材確保・育成

福島県、農業協同組合、協議会（県、市町村及び農業協同組合等の必要な者で構成される組織）及びコンソーシアム

（エ）産地協議会の運営・調査・計画策定

産地協議会

イ 整備事業

農業協同組合、農業協同組合連合会、民間事業者及びコンソーシアム

ただし、整備事業の事業実施主体は、産地計画に沿った取組を実施する拠点事業者として位置付けられるものとする。

（２）別表 1 のⅢの事業実施主体の欄の農業者の組織する「団体」は、3 戸以上の農業者で組織されるものとする。ただし知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。

なお、事業参加者が事業開始後にやむを得ず 3 戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3 戸以上となるように努めるものとする。

（３）別表 1 のⅢの事業実施主体の欄の農業を営む個人又は法人は、事業実施後 3 年以内に経営規模がおおむね露地野菜にあっては 10ha、施設野菜にあっては 1 ha 以上のものとする。

（４）別表 1 のⅢの事業実施主体の欄の「民間事業者」は、以下のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

イ 以下の（ア）及び（イ）を満たすこと。

- (ア) 事業対象品目の生産者又は生産者団体(当該民間事業者(関係会社(自社に出資し、又は自社からの出資を受けている会社をいう。以下同じ。))を含む。))が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。)から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
- (イ) 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約(事業対象品目の供給に係る契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。)を締結していること、又はその見込みを有していること。
- (5) 別表1のⅢの事業実施主体の欄の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ア 被災12市町村の複数市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等)、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
- イ 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
- ウ 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- エ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
- オ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

5 補助対象経費

本事業の対象経費は、別表2のⅢ及び以下のとおりとする。

(1) 推進事業

ア リース方式による農業機械等の導入

事業実施計画に記載される品目ごとの取組に用いることが明らかなものであって、取組の具体化に向け必要と認められる農業機械等のリースによる導入に係る費用。

なお、導入する園芸用施設の範囲については、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、次の(ア)又は(イ)に該当しないものであ

っても、地域の実情に即し、必要があると知事が認める園芸用施設については、対象とする。

また、既存の温室又は建物に内部装置のみを導入する場合、原則として、既存の温室又は建物は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(ア) 省エネルギーモデル温室

地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態に応じて装備するものとするが、自動換気装置は必ず装備するものとする。

なお、導入に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

(イ) 低コスト耐候性ハウス

50m/s 以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50ms 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね 70%以下の価格であるものとする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水装置、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点的かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房装置、栽培用照明装置等の内部施設を装備できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。ただし、当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を行うものとする。

(ウ) 高度環境制御栽培施設

野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

導入後の施設は、50m/s 以上の風速（過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域にあっては、当該風速とすることができ。）若しくは 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により 1 年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。このほか、必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の内部施設を導入することができるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

完全人工光型の施設導入に当たり、スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産技術が既に広く普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

施設の導入に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。特に、販売計画については、産地計画の内容に沿って、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認出来ること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

イ 省力かつ稼げる生産体系構築に向けたモデル実証

取組に直接要する雇用労賃、生産資材費、実験機器並びにほ場等の借上費、本事業の実施に要する農業機械等のリース費用、分析費、調査旅費、委託費、専門家への謝金・旅費等、通信運搬費、燃料費、消耗品費及び検討会等の開催に係る経費等

ウ 被災地域における人材確保・育成

取組に直接要する雇用労賃、通信機器等の借上費、本事業の実施に要する農業機械等のリース費用、調査旅費、専門家への謝金・旅費等、通信運搬費、燃料費及び消耗品費等

なお、雇用先での研修には就農準備資金又は雇用就農資金を、独立就農時には経営開始資金等を優先して活用するものとする。

エ 産地協議会の運営・調査・計画策定

取組に直接要する雇用労賃、通信機器等の借上費、実験機器等の借上

費、分析費、委託費、専門家への謝金・旅費等、通信運搬費及び消耗品費等

(2) 整備事業

ア 本事業の対象経費は、施設の整備に係る工事費、実施設計費及び工事雑費とし、消費税、代行施工管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は上限事業費を算定する際の対象としない。

イ 次に掲げるものは、交付の対象としない。

(ア) フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）

(イ) パレット

(ウ) コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）

(エ) 可搬式コンベア（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ据付方式のものと比べて同程度以上の性能を有するものを除く。）

(オ) 作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）

(カ) 運搬台車

(キ) 可搬式計量器（電子天秤を除く。）

ウ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補修費は、交付の対象外とするものとし、施設の整備に当たり、必要な場合は、建設用地の造成費についても交付対象とする。

エ 農産物処理加工施設の種類及び補助対象基準については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保の生産体制の整備予定等を勘案し、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 ・原料の仕入れ等に関しては、事前に被災 12 市町村の関係行政機関、農業者団体等との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。

	るが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要と認められる場合には、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、品質の安定や計画的な出荷の促進等の観点から、特に必要と認められる場合には、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯蔵施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	

6 補助率

本事業の補助率は、1（1）ア及び1（2）については3／4、1（1）イからエについては定額とする。

なお、1（2）のうち、土地利用型作物の農産物処理加工施設の整備に当たっては、原則として計画処理量当たり5,484,000円／tを補助対象の上限事業費とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施工する必要があると知事が特に認める場合には、農政局長と協議の上、補助対象とすることができるものとする。

その際、知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

7 その他

本事業の実施に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事務及び交付対象事業費の取扱いについて

（令和４年４月１日付け３農産第２８９７号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））」を準用するものとする。

なお、事業の着手・着工に係る取扱いについては、交付等要綱第６の２によるものとし、事務取扱の第１の５の規定は適用しないものとする。ただし、交付対象事業に係る入札結果等については、事務取扱の別紙様式１号に準じた報告を作成し、知事に提出するものとする。

別記様式第1号（第6、8関係）

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名 印

下記のとおり事業を実施したいので、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱第8の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 支援事業の目的
- 2 交付申請額 金 円
- 3 基金造成に係る計画

（1）基金の保有区分	（2）保管予定額	（3）備考
	円	
合計額		

- （注）1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

4 添付書類

- （1）基金事業計画書（別記様式第1号別添）
- （2）歳入歳出予算（見込）書抄本
- （3）基金又は基金事業に関し必要な事項を定めた条例、規則、その他福島県が定める関係規程

（注）添付書類のうち（3）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第1号別添（第6、8関係）

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 基金事業計画書

支援事業の内容	支援事業期間	事業費（円）	補助金（円）
福島県営農再開支援事業			
原子力被災12市町村農業者支援事業			
福島県高付加価値産地展開支援事業			
合 計			

（注）支援事業の内容は、3事業において実施する各事業名その他必要な事項を記載すること。

別記様式第2号（第11関係）

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 交付申請取下げ届出書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名 印

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金について、下記の理由により取り下げたいので、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱第11の規定に基づき届け出る。

記

（取り下げ理由）

別記様式第3号（第12第1項関係）

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業に係る補助金変更等申請書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付等要綱第12第1項の規定に基づき申請する。

記

1 〇〇（注1）の理由

2 添付書類

- （1）〇〇（注1）後の基金事業計画書
- （2）基金管理状況を示した書類
- （3）その他東北農政局長が指示する書類

（注）注1については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とすること。

別記様式第4号（第14関係）

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 支払請求書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金について、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第 5 号（第 15、第 17 第 1 項関係）

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 基金造成の収支決算
 - (1) 収入の部（補助金） 円
 - (2) 支出の部（基金造成額） 円
- 3 添付書類
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第7号（第27第1項第4号関係）

財 産 管 理 台 帳

事業区分	地区名	地区	事業実施年度	令和年度	農林水産省所管補助金名	事業の内容										経費の配分				処分の制限期間			処分の状況		摘要
						事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	工期		総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承認 年月日	処分の 内 容				
											着工 年月日	竣工 年月日		国庫補助 金	都道府 県費	市町村 費	その他								
												円	円	円	円										

(注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 8 号（第 27 2 項第 2 号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔支援事業実施事業者〕 殿（第 27 第 2 項第 2 号）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業

事業実施計画書 ・ 事業実績報告書 ・ 評価報告書

事業実施年度：

事業実施主体名：

所在地：

電話番号：

代表者氏名：

設立年月日：

※法人等の場合

※法人等の場合

市町村のみ記載

1 事業目標・実績

(1) 市町村 (市町村名：) 単位：ha

	品目	営農可能面積 (令和7年度末)	営農再開面積					
			令和7年度 実績： ha	令和8年度 実績： ha	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
田	例) 水稻							
普通畑								
樹園地								
牧草地								
合計		(A)						(B)
再開率 (＝B/A*100)			%					

(注) 1 営農再開面積は、各年度末時点の数値を記載し、事業実施年度以前の欄には実績値を記載すること。
2 実績報告及び評価報告時に記載する営農再開面積の実績値は、目標値の記載欄内に、目標値と実績値を分けて記載すること。

具体的な成果 (評価報告時に記載)

(注) 営農再開面積目標に関する課題、進捗及び成果について、実施した事業における取組との関係性が分かるように記載する

福島県のみ記載

		営農可能面積 (令和7年度末)	営農再開面積						再開率
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
川俣町									
田村市									
南相馬市									
広野町									
楡葉町									
富岡町									
川内村									
大熊町									
双葉町									
浪江町									
葛尾村									
飯館村									
合計									
(注) 1 営農再開面積は、各年度末時点の数値を記載し、事業実施年度以前の欄には実績値を記載すること。									
2 実績報告及び評価報告時に記載する営農再開面積の実績値は、目標値の記載欄内に、目標値と実績値を分けて記載すること。									

具体的な成果（評価報告時に記載）

(注) 営農再開面積目標に関する課題、進捗及び成果について、実施した事業における取組との関係性が分かるように記載すること

2 事業実施計画

(1) 福島県営農再開支援事業

①除染後農地の保全管理

事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)

(注) 事業の内容は、事業対象面積ごとに除草、緑肥の栽培、用水路の清掃等を記入すること（複数記入も可能だが、「等」でくくらず取組内容ごとに記入すること。）。

②鳥獣被害防止緊急対策

ア 被害防止活動の実施計画

事業内容	対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 (円)	補助金 (円)
1 推進体制の整備						
2 個体数調整						
3 被害防除						
4 生息環境管理						
5 特定活動						

(注) 1 「1 推進体制の整備」の内容欄は、協議会等の活動について、開催年月日、会議名及び活動内容を記入すること。

2 「2 個体数調整」の取組として、狩猟免許取得の支援を行う場合には、内容欄に、所属機関の名称、免許の種類、取得人数及び活動内容を記入すること。

3 「3 被害防除」の取組として、現場指導者の育成を行う場合には、内容欄に、所属機関の名称、育成人数及び活動内容を記入すること。

4 「5 特定活動」の取組として、大規模緩衝帯の整備を行う場合には、内容欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域がわかるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

5 「5 特定活動」の取組として、誘導捕獲柵などの整備を行う場合には、整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

6 実施計画の策定に当たっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第4条に基づく鳥獣保護事業計画、鳥獣保護法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画並びに市町村において鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条に基づく被害防止計画が策定されている場合には当該市町村被害防止計画との整合に留意すること。

イ 鳥獣保護防止施設の整備

a 施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況			備考
		山村	過疎	特農	

(注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

b 鳥獣被害防止施設の整備計画

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費 (円)	補助金 (円)	補助率	備考

(注) 1 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1 m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。

2 鳥獣被害防止施設の整備計画の作成に当たったの留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 既存の施設の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- (2) 施設の規模等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
- (3) 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- (4) 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- (5) 附帯施設について、不要なものがないこと。
- (6) 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- (7) 管理運営規程等により施設が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
- (8) 施工方法の選択が適切にされていること。
- (9) 入札の方法に関する知識を有していること。
- (10) 整備地域に係る関係者との合意形成が図られていること。
- (11) その他法律に定める基準等が満たされていること。

ウ 上記のほか、適宜以下の書類を添付すること。

- (1) 協議会等の規約、定款、寄付行為等及び収支予算 (又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書 (案) (又は写し)
- (3) 上限単価地域特認に係る協議がある場合には、当該事業の内容がわかる資料

③放れ畜対策

対象市町村	対象畜種	実施時期	事業内容	事業費 (円)	補助金 (円)

(注) 事業の内容は、交付等要綱別表 2 の I に掲げる取組内容ごとに記入すること (複数記入も可能だが、「等」でくらず取組内容ごとに記入すること。)

④営農再開に向けた作付・飼養実証

事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)
	(実証品目・面積) 【記載例】〇〇を〇ha、△△を△ha (実証の内容)			

(注) 事業の内容については、複数記入も可能だが、「等」でくらず取組内容ごとに記入すること。

⑤避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

事業項目	事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)
農業機械のリース		(作付品目・面積) 【記載例】〇〇を〇ha、△△を△ha (導入機械名・台数) 【記載例】〇〇を〇台、△△を△台			
農地の管理		(作付品目・面積) 【記載例】〇〇を〇ha、△△を△ha			

(注) 事業の内容については、複数記入も可能だが、「等」でくらず取組内容ごとに記入すること。

⑥放射性物質の交差汚染防止対策

事業項目	事業量 (対象台数、戸数)	事業内容	単価 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)
農機具等の交差汚染防止対策		(対象品目) (農機具の種類及び実施内容)			
交差汚染防止対策 の効果的な実施体制の整備		(対象品目) (指導内容)			

(注) 1 事業の内容は、農機具ごとの対象台数、交差汚染防止対策の指導内容ごとの対象戸数等を記入すること（複数記入も可能だが、「等」でくくらず取組内容ごとに記入すること。）。

2 単価は、農機具等の交差汚染防止対策については1台当たりの単価、交差汚染防止対策の効果的な実施体制の整備については事業費の内訳を記入すること。

⑦水稻の作付再開支援

事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円／10a)	事業費 (円)	補助金 (円)

(注) 事業の内容については、事業対象面積ごとに代かき、畦畔の修復を記入してください。

⑧除染後農地の地力回復支援

事業項目	事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)
堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復		(資材の名称及び使用数量) (作業の内容)			
緑肥の作付け		(施用する緑肥の名称及び使用数量) (作業の内容)			
大型機械による深耕、除礫、排水対策及び乾土均平		(作業の内容)			

⑨地域営農再開ビジョン策定支援

事業実施地区数	実施時期	事業内容	事業費 (円)	補助金 (円)

(注) 事業の内容は、交付等要綱別表 2 の I に掲げる事業内容ごとに記入すること（複数記入することは可能ですが、複数記入も可能だが、「等」でくくらず取組内容ごとに記入すること。）。

⑩放射性物質の吸収抑制対策

事業項目	事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)
吸収抑制資材の施用		(対象品目) (資材の名称及び使用数量)			
品目・品種転換		(対象品目) (資材の名称及び使用数量)			
改植・剪定等		(対象品目) (資材の名称及び使用数量)			
反転耕・深耕		(対象品目) (資材の名称及び使用数量)			

(注) 放射性物質の吸収抑制対策については、対象品目別に実施面積と対象資材を記入すること。

⑪放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

事業項目	事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)
放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備		(対象品目) (分析・指導等の内容)			

(注) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な体制整備については、事業実施戸数又は検体数での標記も可とする。なお、その場合には、単価欄に事業費の内訳を記入すること。

⑫特認事業（特認事業の実施には、あらかじめ農林水産省との協議が必要となる。）

事業実施面積 (ha)	事業内容	単価 (円/10a)	事業費 (円)	補助金 (円)

(2) 原子力被災12市町村農業者支援事業

①農業用機械等の導入

機械等の種類・内容	仕様	作物・面積・数量等	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
【記載例】 田植機 4条植 1台	【記載例】 4. 9PS、0. 62m/秒	【記載例】 水田作水稻 5ha			

(注) 1 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記入すること。
2 備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記入すること。

②施設の整備・撤去

ア 施設の整備

機械等の種類・内容	仕様	作物・面積・数量等	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
【記載例】 家畜飼養管理施設 搾乳牛舎 360 m ²	【記載例】 木造(間口○m×長さ○m×1棟)	【記載例】 乳用牛 30頭			
【記載例】 パイプハウス 1000 m ²	【記載例】 間口○m×長さ○m×2棟、換気扇2器	【記載例】 トマト 10a			

(注) 1 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記入すること。
2 備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記入すること。

イ 施設の撤去

機械等の種類・内容	仕様	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
【記載例】 〇〇施設の撤去 〇m ²	【記載例】 解体、撤去、搬出等			

(注) 1 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記入すること。
2 備考欄には、撤去前の施設の内容(作物、畜種の規模)や撤去後の利用予定(施設整備等)を必要に応じて記載する。

③果樹の新植・改植

区分・事業量	仕様	作物・面積・数量等	事業費（円）	補助金（円）	備考
【記載例】 改植 ○㎡	【記載例】 伐採・抜根・深耕・整地 梨ジョイント栽培	【記載例】 梨（品種） 苗木 ○○本			

(注) 1 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記入すること。
2 備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記入すること。

④花き・園芸作物の種苗導入

区分・事業量	作物・面積・数量等	事業費（円）	補助金（円）	備考
【記載例】 種苗導入	【記載例】 トマト（品種） ○a			

(注) 1 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記入すること。
2 備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記入すること。

⑤家畜の導入

ア 飼養頭数目標

畜種	被災前飼養頭羽数	飼養頭羽数実績 (23年度～○年度)	飼養頭羽数・生産量（目標又は実績）			
			○年度	○年度	○年度	再開頭羽数計

(注) 1 飼養頭羽数実績は、平成23年度から、事業実施計画書に基づく家畜の導入の取組の前年度までに飼養を再開（若しくは継続）した頭羽数（累計）を記入すること。
2 飼養頭羽数・生産量の実績は、事業を実施した年度欄に記入すること。

イ 取組内容

畜種	頭数	飼養可能頭数	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
【記載例】 乳用牛(搾乳用雌牛)○か月齢、 登録牛					

(注) 1 事業費の欄には、本事業で対象とする補助対象経費及び補助対象経費に該当しないものがある場合には、それも含めた総額を記入すること。

2 備考欄には、必要に応じて事業費の主たる内訳、単価等を記入すること。

⑥その他

ア 事業実施計画の申請時には、必要に応じて以下の書類を添付すること。

- a 概算設計書、見積書等の根拠となる資料 (写し)
- b 位置、位置図 (配置図)、平面図、立面図、側面図
- c 農業用機械、施設等の規模等の決定根拠となる資料及び補足資料 (様式 1)
- d カタログ
- e 規約・定款 (法人、団体の場合)
- f その他福島県知事が必要と認める資料

イ 事業実績の報告時には、必要に応じて以下の書類を添付すること。

- a 出来高設計書、納品書、請求書、領収書等費用の根拠となる資料 (写し)
- b 位置、位置図 (配置図)、平面図、立面図、側面図、登記簿 (家畜)
- c 契約書 (写し)
- d 写真
- e その他福島県知事が必要と認める資料

様式 1 【補足資料】

※既に所有（保有）の機械、施設等がある場合は下記に記入すること。

機械、施設等	台数、規模等	規格・年式	利用作物等	稼働状況・使用状況	備考

（注） 1 所有（保有）する機械・施設等ごとに分けて記入すること。

2 備考欄には、購入年度や他の事業での購入等の状況について記載すること。

(3) 福島県高付加価値産地展開支援事業

I 推進事業

①リース方式による農業機械等の導入

ア 事業の目的

--

イ 高付加価値産地計画における位置付け

--

ウ 生産計画

作物名	目標面積 (○年度)		現況 (○年度)		1 年目 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
	作付 (栽培) 面積	生産量 (収穫量)	作付 (栽培) 面積	生産量 (収穫量)	作付 (栽培) 面積	生産量 (収穫量)	作付 (栽培) 面積	生産量 (収穫量)	作付 (栽培) 面積	生産量 (収穫量)

エ 取組による効果

(ア) 耕種作物用機械

作物名	目標生産量 (収穫量)		拠点施設の名称	拠点施設の所在地	供給方法
		拠点施設等に供給する量			

(イ) 飼料作物用機械

作物名	目標生産量（収穫量）		供給先の市町村	供給先の畜産農家数	供給方法
		12 市町村内に供給する量			

②省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証

ア 事業の目的

--

イ 高付加価値産地計画における位置付けと成果目標の達成への寄与の内容

--

ウ 具体的な取組内容

(ア) 新たな栽培技術及び輪作体系の実証

対象作物・技術等	
実施時期	
実施場所	
実施方法	
実施内容	
成果の取扱い	
その他	
具体的な成果	

(イ) 普及・啓発推進会議の開催

対象作物・技術等	
開催時期・回数	
開催場所	
開催対象	
開催方法	
開催内容	
その他	
具体的な成果	

エ 事業費

取組内容	内訳（費目ごとに記載）	数量	単価	事業費	補助金	備考
新たな栽培技術及び輪作体系の実証						
普及・啓発推進会議の開催						

（注）具体的な取組内容ごとに記入すること。

オ 評価結果

--

③被災地域における人材確保・育成

ア 事業の目的

--

イ 高付加価値産地計画における位置付けと成果目標の達成への寄与の内容

--

ウ 具体的な取組内容

(ア) 新規就農者の確保

実施・調査時期	
実施・調査内容	
実施・調査方法	
調査先	
調査結果の取りまとめ方法	
その他	
具体的な成果	

(イ) 新規就農者の研修機会等の整備

対象作物・技術等	
実施時期・期間	
実施場所	
実施方法	
実施内容	
その他	
具体的な成果	

(ウ) 独立後の新規就農者に対する支援

課題の内容	
対象作物・技術等	
実施時期・期間	
実施場所	
実施方法	
実施内容	
その他	
具体的な成果	

(注) 専門家の派遣を行う場合は、その他の欄に派遣地区、派遣対象の選定方法、派遣方法、派遣者の選定方法等の必要事項を記入すること。

エ 事業費

取組内容	内訳 (費目ごとに記載)	数量	単価	事業費	補助金	備考
新規就農者の確保						
新規就農者の研修機会等の整備						
独立後の新規就農者に対する支援						

(注) 具体的な取組内容ごとに記入すること。

オ 評価結果 (事業実施後の課題を含む)

--

④産地協議会の運営・調査・計画策定

ア 事業の目的

--

イ 高付加価値産地計画における位置付けと成果目標の達成への寄与の内容

--

ウ 具体的な取組内容

(ア) 産地協議会の運営

実施時期	
実施内容	
その他	
具体的な成果	

(イ) 先進事例等の調査

調査先	
調査時期	
調査対象	
調査方法	
調査内容	
成果の取扱い	
その他	
具体的な成果	

(ウ) 委員会等の開催・計画策定

開催時期・回数	
開催場所	
開催対象 (策定対象)	
開催方法 (策定方法)	
開催内容 (策定内容)	
検討内容の取扱い	
その他	
具体的な成果	

エ 事業費

取組内容	内訳 (費目ごとに記載)	数量	単価	事業費	補助金	備考
産地協議会の運営						
先進事例等の調査						
委員会等の開催・計画策定						

(注) 具体的な取組内容ごとに記入すること。

オ 評価結果 (事業実施後の課題を含む)

--

Ⅱ 整備事業
ア 事業の目的

--

イ 高付加価値産地計画における位置付け

--

ウ 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	

（注）目標とする作付面積、生産量については、施設で供給又は受入可能な量から算出するものとする。現在、対象作物の作付がほとんどない場合は「－」を記入すること。

エ 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 （○年）	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○年）	目標値（○年）	増減又は割合		

（注）集荷量のうち、被災 12 市町村外を含む時は、被災 12 市町村分と 12 市町村外分を分けて記載し、設定の考え方に 12 市町村外分を取り扱う必要性等について記載する。

オ 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
		m ²		

カ 施設利用計画

(ア) 施設利用計画

施設名	対象作物名 (区分、構造、規格、能力等)	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (○年度) 処理量 kg	取組量					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
				処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg		kg		kg		kg

- (注) 1 新設施設の場合、現状欄は「－」と記入すること。
2 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品水分量（製品水分量）とすること。
3 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。
4 被災 12 市町村外の処理量等を含む場合は、12 市町村分と 12 市町村外分を分けて記入すること。

(イ) 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後							
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(ウ) 施設の貸付に関する計画（取組主体以外のもに貸し付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象 (例) ○○運営組合	貸付期間 (例) 年間通じて貸付	賃借料設定の考え方 (例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

キ 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量・処理量)	取組量						整備年	事業名 (補助事業を活用した場合)
			3 年前 (○年度)		2 年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

- (注) 1 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
2 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
3 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合とすること。

ク 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費					完了 (予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		(円)	国費	県費	市町村費	その他			

- (注) 1 設計金額、設計書その他福島県知事等が必要と認める書類を添付すること。
2 費用対効果分析に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）により費用対効果分析を実施すること。

ケ 上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	総事業費 A + B	千円	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	千円	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	千円	備考
			上限事業費対象の単位当たり事業費 千円/ha, t, m ² 等 (上限事業費)				

- (注) 1 上限事業費対象事業費 A の欄は、要領別記第3の2の(4)に定める上限事業費（以下「上限事業費」という。）との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費にかかる単位当たり事業費を記入する。

- 2 上限事業費対象事業費Aの欄の下端（上限事業費）は、導入する施設の上限事業費を記入する。
- 3 上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。
- 4 上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。
- 5 上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

コ 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

サ 入荷量又は出荷量（入荷額又は出荷額）の見通し

対象作物名	区分	現状		取組後									
				1年目（○年度）		2年目（○年度）		3年目（○年度）		4年目（○年度）		5年目（○年度）	
		入荷量	出荷量	入荷量	出荷量	入荷量	出荷量	入荷量	出荷量	入荷量	出荷量	入荷量	出荷量
	12 市町村内(向け)	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	12 市町村外(向け)	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	計	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	12 市町村内(向け)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	12 市町村外(向け)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

シ 関係機関との連携体制

--

ス 添付書類

- ① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- ② 費用対効果分析結果
- ③ 施設の規模算定根拠
- ④ 施設の能力、稼働機関等の粗油彩
- ⑤ 位置、配置図、平面図
- ⑥ 施設の管理運営規程
- ⑦ 収支計画
- ⑧ 広域利用計画書（既存施設の広域的な利用に係る取組を行う場合）
- ⑨ 販売計画
- ⑩ その他福島県知事が必要と認める資料等

3 総括表

(1) 事業費

事業名	実施市町村	実施主体名	事業費（円）	国費	県費	その他	備考
1 福島県営農再開支援事業							
除染後農地等の保安全管理							
鳥獣被害防止緊急対策							
放れ畜対策							
営農再開に向けた作付・飼養実証							
避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援							
放射性物質の交差汚染防止対策							
水稻の作付再開支援							
除染後農地の地力回復支援							
地域営農再開ビジョン							
放射性物質の吸収抑制対策							
放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備							
特認事業							
合計							

(注) 備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額〇円」と記入すること。

事業名	実施市町村	実施主体名	事業費（円）	国費			県費		その他		備考
2 原子力被災12市町村農業者支援事業											
農業用機械等の導入											
施設の整備・撤去											
果樹の新植・改植											
花き・園芸作物の種苗導入											
家畜の導入											
合計											
3 福島県高付加価値産地展開支援事業											
推進事業											
リース方式による農業機械の導入											
省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証											
被災地域における人材確保・育成											
産地協議会の運営・調査・計画策定											
整備事業											
合計											
計											

（注）備考には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇円」を、同税額がない場合には、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額〇円」と記入すること。

(2) 附帯事務費

費用項目	内容	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
計				

(注) 1 費用項目欄は、交付等要綱別表3に定めるものから選択して記載すること。
2 内容欄は、附帯事務費の必要性及び実施内容が分かるように記載すること。

別紙様式1号別添

リース事業計画参考様式

機械利用者	組織名				
	代表者名				
	所在地				
	受益農家				
対象機械	機種名		数量	台	
	仕様 製造会社名 型式名				
	選定理由				
	対象作物				
	利用面積	(計画)		ha (利用規模下限)	ha
		(規模決定根拠)			
選定を行う事業者		機械等納入事業者			リース事業者
指名業者選定の考え方					
入札方式 (括弧内に○を記入)		一般競争入札			指名競争入札
リース期間	開始日～終了日 (注1)		～		(年)
	リース借受日から○年間 (注2)	(年)			
リース物件取得見込額 (税抜き)		(円)			
リース期間終了後の残価設定 (税抜き)		(円)			
リース料助成申請額		(円)			
リース諸費用 (金利・保険料・消費税等)		(円)			
事業実施主体負担リース料 (税込み)		(円)			
リース物件保管場所					

(注) 1 リース期間については、注1又は注2のいずれかを記入すること。

2 複数の機械をリース導入する場合は、機械ごとに作成すること。

別紙様式2号

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業の実施に係る協議について

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付等要綱別記1の2（3）ア及び（5）の規定に基づき、下記の事項について、関係書類を添えて協議する。

記

1 協議事項

協議事項	件数
1 福島県高付加価値産地展開支援事業の実施における事業実施計画の承認	件
2 福島県が支援事業を実施する場合における事業実施計画の承認	件
3 福島県営農再開支援事業における特認事業の実施	件
4 福島県高付加価値産地展開支援事業における福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針の承認	件

2 添付書類

- 1 及び 2 の協議事項にあつては別紙様式1号
- 3 の協議事項にあつては別紙様式2号別添1
- 4 の協議事項にあつては別紙様式13号

別紙様式2号別添1

福島県営農再開支援事業における特認事業の実施に係る協議申請書

1 事業名

2 事業の必要性

(注) 事業を実施する理由に加え、当該事業が本支援事業のうち特認事業以外の事業メニューでは実施できない理由についても記載すること。

3 事業内容

4 事業の採択要件

5 事業実施主体

6 補助対象経費

(注) 記載に当たっては、「等」を使用しないこと。

7 補助率

(注) 農業者の資産形成に関与する事業の場合にあつては、補助率は原則として1/2以内とし、これを上回る補助率を設定する場合にあつては、その根拠についても併せて記載すること。

8 事業実施期間

(注) 事業実施期間は原則として年度内とし、実施期間が年度を跨ぐ場合にあつては、その理由を明記すること。

9 所要額

(1) 事業費 (円)

(2) 補助金 (円)

10 備考

別紙様式3号

〇〇年度 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、別添のとおり〇〇（注）したいので、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱別記1の2（4）の規定に基づき申請する。

記

（注）

- 1 （注）については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 知事が別に定める交付申請書の様式に準じたものを添付すること。この場合において、同様式中には変更理由（中止の場合は中止理由、廃止の場合は廃止理由）等を記載すること。また、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式4号

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

〇〇年度 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付金遅延届出書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業の遅延について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱別記1の2（6）の規定に基づき届け出ます。

記

1 支援事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 支援事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月までに完了したもの		〇年〇月以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 支援事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

4 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式5号

年度 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

(注1) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱別記1の2(8)の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金〇〇円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

事業実績報告書（別紙様式6号）

その他農政局長又は知事が求める資料

- (注) 1 (注1)は、申請者が福島県の場合にあっては「東北農政局長」、申請者が福島県以外の場合にあっては「福島県知事」とする。
- 2 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 3 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 4 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、収支精算の支出の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 5 添付書類については、経費以外のものは交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- また、以下の資料を添付すること。ただし(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。
- なお、これらにより難しい場合には、(2)のみの添付も可能とする。
- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) 事業実績内訳明細書
- 6 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式 7 号

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業 消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金について、福島県高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱別記 1 の 2 (8) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類のうち・・・について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載。

[]

(注) 消費税額及び地方消費税額の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式8号

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業の事業実施状況の報告について

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付等要綱別記1の2(9)の規定に基づき、○年度の事業実施状況を別添のとおり報告する。

事業実績報告書

1 営農再開実績

単位：ha

市町村名	営農休止面積 (平成 23 年 12 月末)	営農再開面積 (実績)					計
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
県合計							

2 事業実施実績

市町村名	地区名	事業実施主体名	事業名	事業内容	事業費 (円)	補助金 (円)
			計			
			計			
			計			

3 事業費総括表

			事業費 (円)	補助金 (円)
(1) 福島県営農再開支援事業				
除染後農地等の保全管理	今回承認分			
	既承認分			
鳥獣被害防止緊急対策	今回承認分			
	既承認分			
放れ畜対策	今回承認分			
	既承認分			
営農再開に向けた作付・飼養実証	今回承認分			
	既承認分			
避難からすぐ帰還しない農家の農地の農地を管理耕作する者への支援	今回承認分			
	既承認分			
放射性物質の交差汚染防止対策	今回承認分			
	既承認分			
水稻の作付再開支援	今回承認分			
	既承認分			
除染後農地の地力回復支援	今回承認分			
	既承認分			
地域営農再開ビジョン策定支援	今回承認分			
	既承認分			
放射性物質の吸収抑制対策	今回承認分			
	既承認分			
放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備	今回承認分			
	既承認分			
特認事業	今回承認分			
	既承認分			
(1) 計	今回承認分			
	既承認分			

(2) 原子力被災12市町村農業者支援事業			
農業用機械等の導入	今回承認分		
	既承認分		
施設の整備・撤去	今回承認分		
	既承認分		
果樹の新植・改植	今回承認分		
	既承認分		
花き・園芸作物の種苗導入	今回承認分		
	既承認分		
家畜の導入	今回承認分		
	既承認分		
(2) 計	今回承認分		
(3) 福島県高付加価値産地展開支援事業			
推進事業	今回承認分		
	既承認分		
リース方式による農業機械等の導入	今回承認分		
	既承認分		
省力かつ儲かる生産体系構築に向けたモデル実証	今回承認分		
	既承認分		
被災地域における人材確保・育成	今回承認分		
	既承認分		
産地協議会の運営・調査・計画策定	今回承認分		
	既承認分		
整備事業	今回承認分		
	既承認分		
(3) 計	今回承認分		
	既承認分		
合計	今回承認分		
	既承認分		

4 事務費使用実績

市町村等名	事務費使用実績 (円)	市町村等名	事務費使用実績 (円)	市町村等名	事務費使用実績 (円)
				計	

5 基金残高

項目	金額 (円)
前年度末残高	
本年度繰入額	国庫補助金
	基金果実
	その他
	計
	事業費
	事務費
	計
本年度末残高	

別紙様式 9 号

〇〇年度福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業 収益状況報告書

番 号
年 月 日

(注 1) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業補助金交付等要綱別記 1 の 2 (12) の規定に基づき、下記のとおり年間の収益の状況を報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 支援事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 補助金の確定額 円
(〇〇年〇月〇日付け〇第〇号により確定)
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円
- 7 積算根拠
- 8 添付書類
収益計算書等を添付すること。

(注) (注 1) は、申請者が福島県の場合にあっては「東北農政局長」、申請者が福島県以外の場合にあっては「福島県知事」とする。

別紙様式10号

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業の評価報告（令和12年度）

番 号
年 月 日

（注1） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付等要綱別記1の3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）1 （注1）は、申請者が福島県の場合にあつては「東北農政局長」、申請者が福島県以外の場合にあつては「福島県知事」とすること。
- 2 別記1の3（1）ア及び（2）アの規定に基づき報告する場合にあつては、関係書類として、別紙様式11号を添付すること。
- 3 別記1の3（1）ウ及び（2）イの規定に基づき知事が点検評価の結果を農政局長に報告する場合にあつては、別紙様式10号別添を添付すること。

別紙様式10号別添

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業の事業評価（令和12年度）

1. 成果目標の達成状況

別紙様式 11 号の 1 （2） のとおりとする。

2. 支援事業の評価

（1）福島県営農再開支援事業

ア 成果目標への寄与

イ その他

（2）原子力被災 12 市町村農業者支援事業

ア 成果目標への寄与

イ その他

（3）福島県高付加価値産地展開支援事業

ア 計画の達成状況

別紙様式 11 号の 1 （3） のとおりとする。

イ 成果目標への寄与

ウ その他

（注）別紙様式11号のうち、必要な箇所のみを抜粋して添付すること。

別紙様式12号

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（〇〇年度）で取得又は効用の増加した
施設等の利用に関する改善計画の報告について

番 号
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地
福島県知事 氏名

福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業交付等要綱別記4の3（4）カの規定に基づき、別添
のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式12号別添を添付すること。
2 交付等要綱別記1の3（2）による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告すること。

別紙様式12号別添

福島県高付加価値産地展開支援事業（〇〇年度）で取得又は効用の増加した
施設等の利用に関する改善計画

事業実施主体名
代表者氏名
又は
福島県知事
氏名

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3. 施設等の利用の実績及び改善計画

指標	事業実施後の実績					
	事業実施前 年 実績 (〇年)	1 年目 (〇年)	2 年目 (〇年)	3 年目 (〇年)	〇年目 (〇年)	〇年目 (〇年)
処理量(t, kg 等)						
利用率(稼働率)(%)						
収支差(千円)						
収支率(%)						
累積赤字(千円)						

指標	改善計画					
	改善計画策 定 (〇年)	1 年目 (〇年)	2 年目 (〇年)	3 年目 (〇年)	〇年目 (〇年)	改善目標 (令和12年)
処理量(t, kg 等)						
利用率(稼働率)(%)						
収支差(千円)						
収支率(%)						
累積赤字(千円)						

(注) 1 利用率(利用率)は当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入／支出×100
3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

5. 改善計画を実施するための推進体制

別紙様式 13 号

福島県高付加価値産地展開支援事業実施方針

承認： 年 月 日

変更： 年 月 日

1 目的

--

2 目標

(1) 産出額

部 門	品 目	現状（令和 年度）	令和 12 年度
土地利用型作物		円の増加	円の増加
園芸作物		円の増加	円の増加
畜産		円の増加	円の増加
合 計		円の増加	円の増加

(注) 1 金額は基準年（令和元年）からの増加額

2 園芸作物にはいも類を含む。

(2) その他

※人材確保・育成、農地の集積等に係る目標を記載

3 各部門の実施方針

部門	内容
土地利用型作物	☐ 現状 ☐ 目指す産地の姿 ☐ 産地を担う農業者のイメージ ☐ 加工による付加価値の向上
園芸作物	☐ 現状 ☐ 目指す産地の姿 ☐ 産地を担う農業者のイメージ ☐ 加工による付加価値の向上
畜産	☐ 現状 ☐ 目指す産地の姿 ☐ 産地を担う農業者のイメージ ☐ 加工による付加価値の向上

4 事業の審査体制等

(1) 計画審査の体制

(2) 推進・指導体制

(3) 産地協議会及び産地計画について